

あま市

緑の基本計画

2022—2032

歴史と文化をささえ 地域と人をいかす
水と緑の都市づくり



令和4年3月

目 次

第1章 緑の基本計画の位置づけと役割

1	あま市緑の基本計画とは	1-1
2	目標年次と対象区域	1-2
3	策定体制	1-3
4	対象とする緑とその役割	1-4

第2章 あま市のこれまでの緑の都市づくり

1	あま市の自然・土地利用特性	2-1
2	緑の現況	2-6
3	緑に関する市民の意識	2-15
4	緑に関する新たな視点	2-21
5	これから緑のまちづくりに向けて	2-23

第3章 あま市が目指す緑の将来像

1	あま市が目指す緑の姿	3-1
2	緑の基本方針	3-2
3	緑の将来像図	3-5
4	緑の目標値	3-6
5	緑の保全・創出・活用の方針	3-7
6	都市公園等の整備と管理の方針	3-8

第4章 緑の保全及び緑化の推進のための施策

1	施策の体系	4-1
2	基本施策	4-2
3	重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区(緑化重点地区)	4-11

巻末資料

資料-1	緑の基本計画策定の経緯	資料-1
資料-2	用語集	資料-5
資料-3	新たな施策・制度	資料-13

第1章

第1章 緑の基本計画の位置づけと役割

1 あま市緑の基本計画とは

(1) あま市緑の基本計画とは

あま市緑の基本計画（以下、「本計画」という。）とは、都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、「第2次あま市総合計画」や「あま市都市計画マスターplan」、愛知県が定める「愛知県広域緑地計画」に即して定めるものです。

(2) 本計画策定の目的

本計画は、あま市（以下、「本市」という。）の緑に関する社会情勢の変化に柔軟に対応した、緑の都市づくりの指針として定めるものです。

緑の基本計画（現行計画）の策定

本市では、これまで策定された緑の基本計画に基づき、都市公園や街路樹の整備・管理等の緑に関する様々な取組みを実施し、緑の都市づくりを推進してきました。

現行計画策定後の約25年間で変化した、本市の緑を取り巻く社会経済情勢

現行計画が策定されてからの約25年間で、本市の緑を取り巻く社会経済情勢が変化しています。

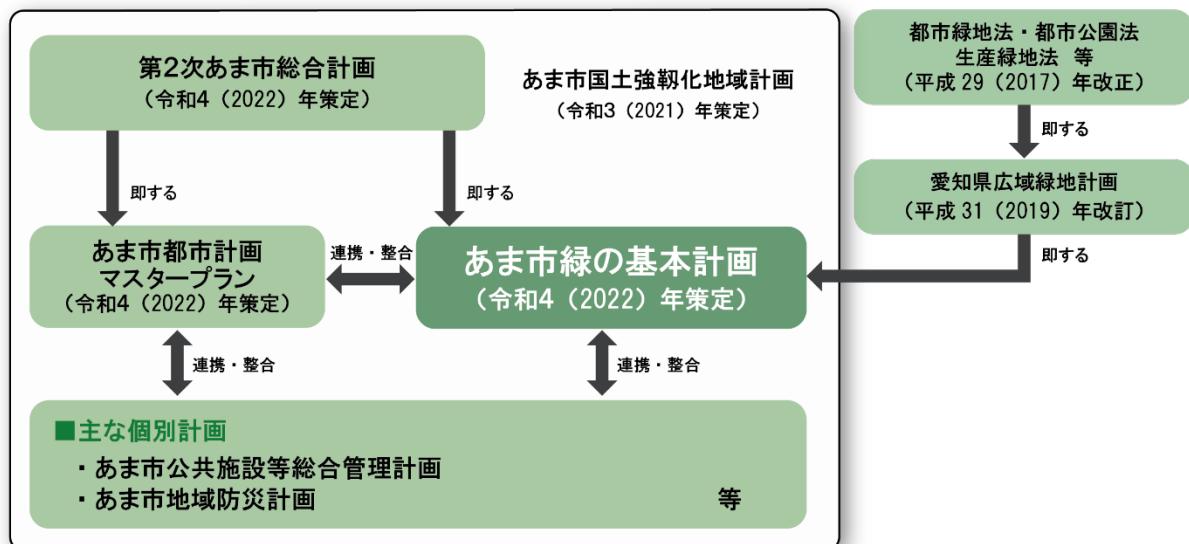
- ・人口減少、超高齢社会の進展
 - ・都市公園等の公園施設に関する維持管理費の増大
 - ・大規模自然災害に対する意識の高まり
 - ・多様化するライフスタイルと市民ニーズの変化
 - ・都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等の緑に関する法律の改正（平成29（2017）年7月改正）
 - ・グリーンインフラに関する取組みの推進
 - ・愛知県広域緑地計画の改訂（平成31（2019）年3月）
- 等

変化する社会経済情勢等に対応した、新たなあま市緑の基本計画の策定

上記の社会経済情勢等の変化に柔軟に対応した緑の都市づくりへと転換するとともに、地球環境やSDGs等も考慮した緑の都市づくりの指針として、本計画を策定します。

(3) 位置づけ

本市の最上位計画である「第2次あま市総合計画」や個別計画と本計画の関係は、下図のとおりです。



2 目標年次と対象区域

(1) 目標年次

本計画は、あま市都市計画マスターplanとの整合を図り、基準年次を令和4(2022)年とし、10年後の令和14(2032)年を目標年次とします。

また、社会経済情勢の変化や総合計画等との整合を図るため、概ね5年後の令和9(2027)年を中間年次とし、必要に応じて計画の見直し・検証を行います。

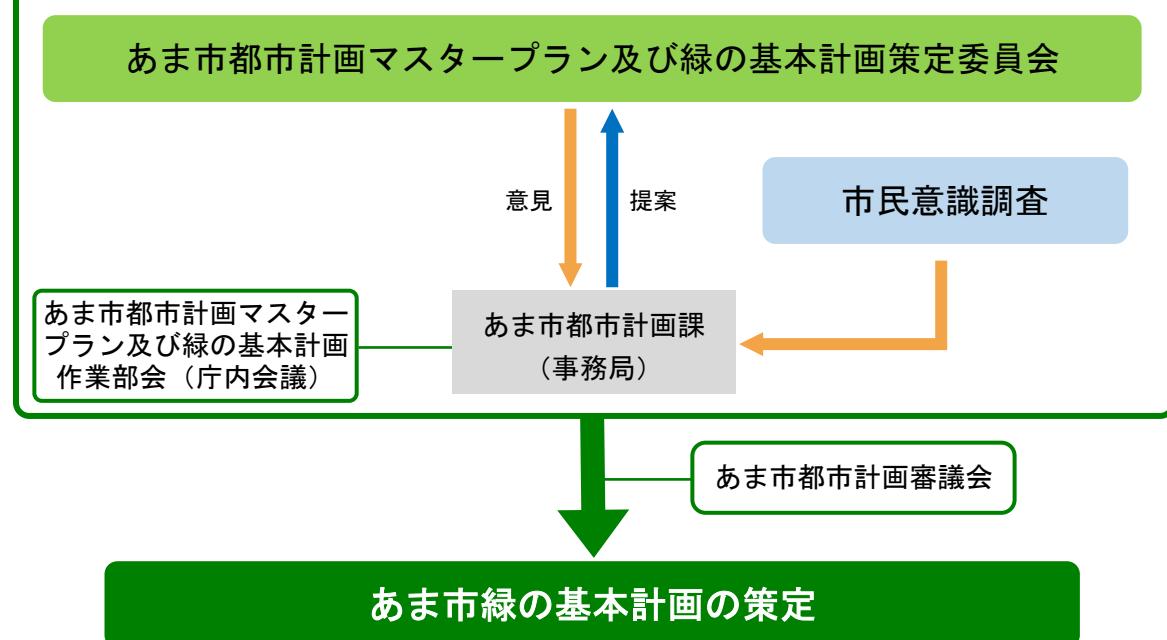
(2) 対象区域

本計画は、本市全域（都市計画区域）約2,749haを計画対象区域とします。また、本計画の推進にあたっては、本市のみならず、隣接市町も含めた広域的な交流・連携についても考慮します。

3 策定体制

本計画の策定にあたっては、市民や地元関係団体等から構成される「あま市都市計画マスター プラン及び緑の基本計画策定委員会」、市民意識調査を通して、市民の意見を十分に反映しつつ策定します。

原案検討・作成



4 対象とする緑とその役割

(1) 計画における「緑」

本計画では、公園や緑地、街路樹、広場等のオープンスペース、河川等の水辺空間、学校等の公共施設の緑地、社寺林や農地等の民有緑地等、都市の緑に関する空間全体を「緑」として扱います。



森ヶ丘公園



リバーサイドガーデン



蟹江川



甚目寺東小学校



社寺林：八剣社



農地

(2) 緑が持つ主な機能

緑が持つ主な機能は、以下のとおりです。

環境保全機能

生物多様性維持、都市気象や騒音・振動の緩和、大気汚染の浄化 等

レクリエーション機能

休養や遊戯、散策等の余暇空間の確保 等

防災機能

避難地・避難路、防風・延焼防止、騒音防止、緩衝緑地 等

景観形成機能

美しい都市景観・自然景観の創出、個性と魅力ある地域づくり 等

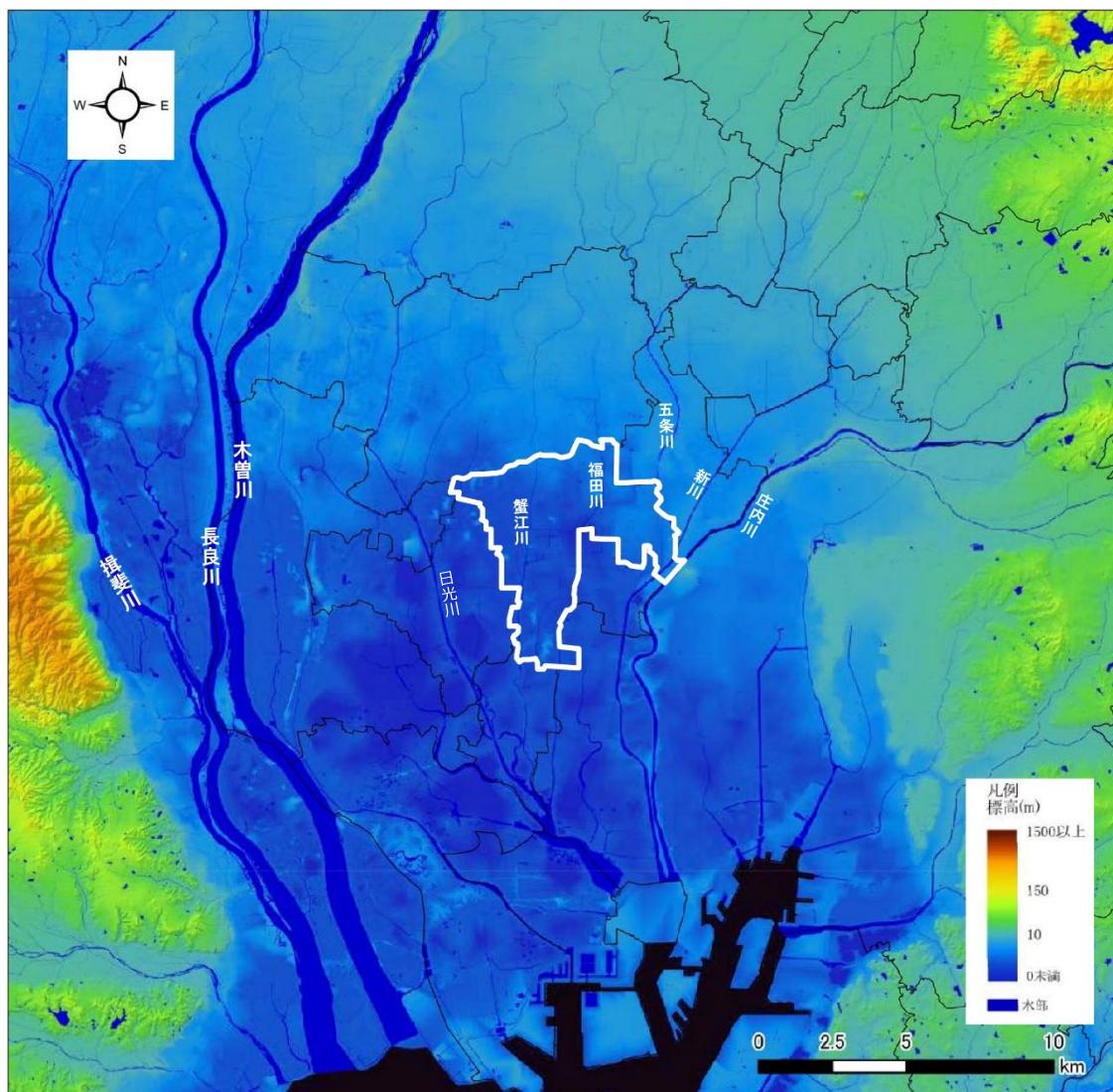
第2章

第2章 あま市のこれまでの緑の都市づくり

1 あま市の自然・土地利用特性

(1) 地形

本市は、ほぼ全域が海拔ゼロメートル以下となっており、広大な濃尾平野とそこを流れる河川の恩恵を受けています。

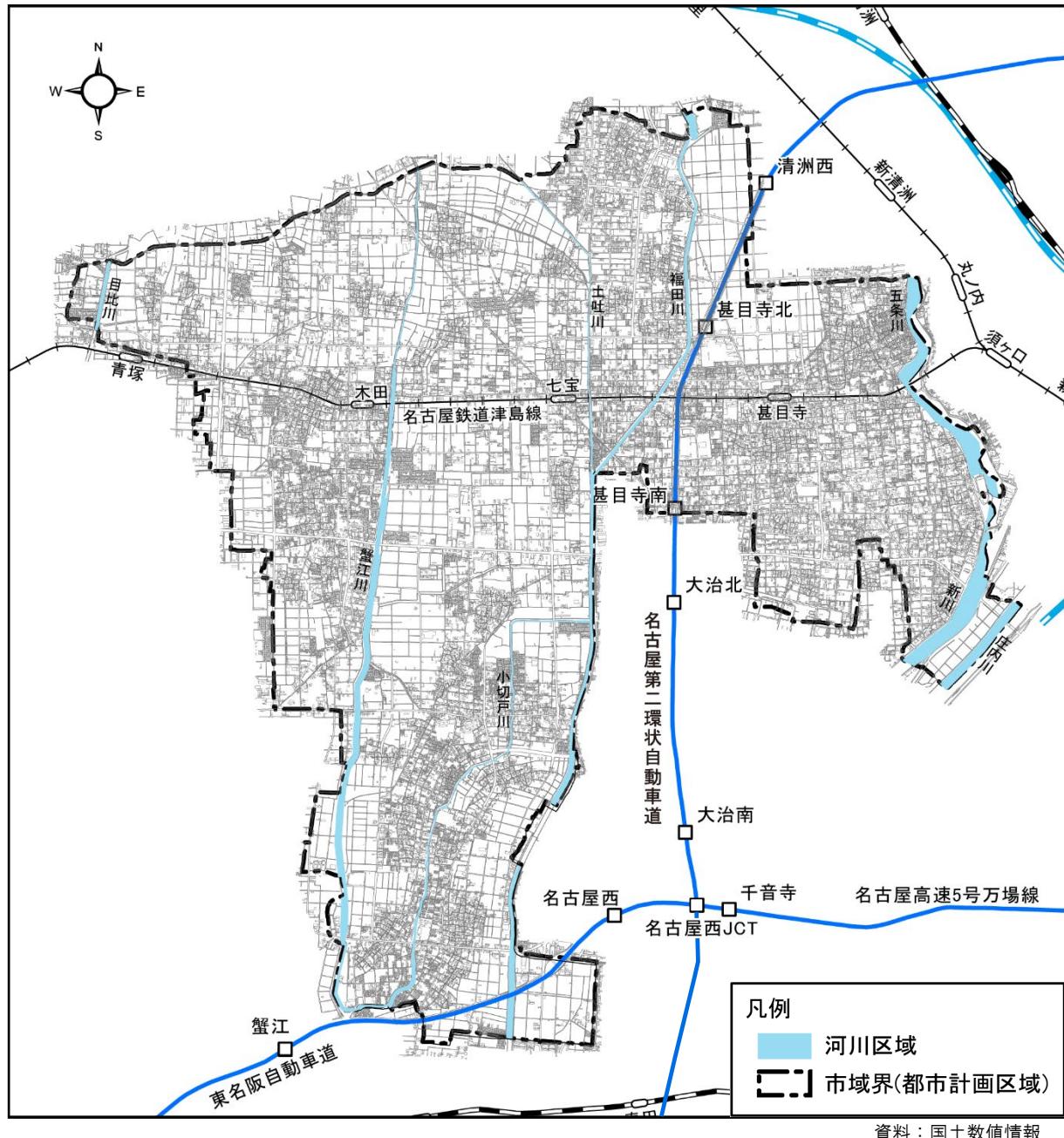


資料：国土地理院 デジタル標高地形図【愛知県】技術資料番号：D1-No. 965

■地形特性

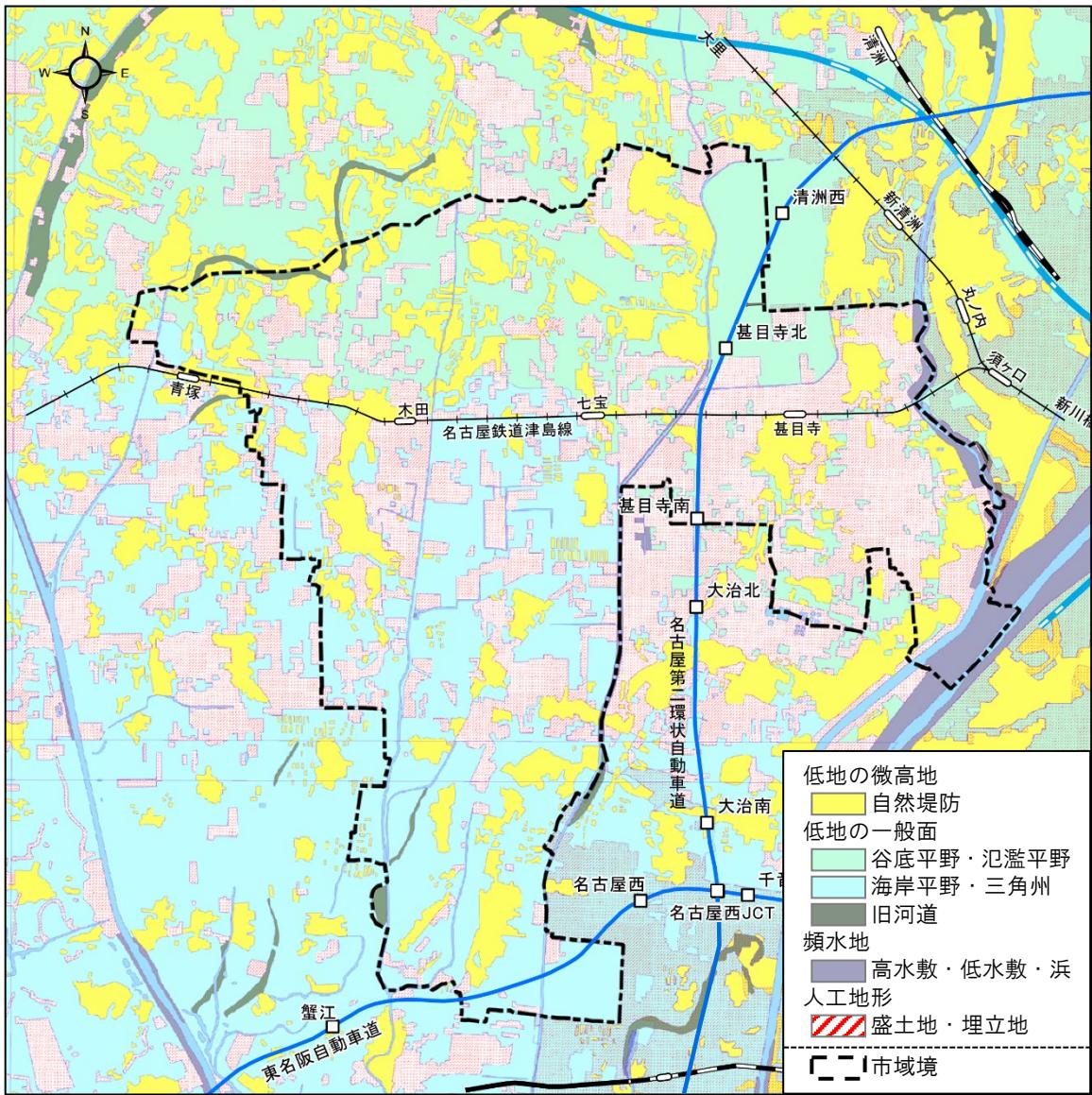
(2) 河川

市内には南北方向に庄内川や新川、五条川、蟹江川、福田川等の河川が流れています。本市の自然軸を形成しています。



(3) 地形特性

本市の土地条件は、北側に谷底平野・氾濫平野、南側に海岸平野が広がるほか、市域全体に自然堤防や低地に土を盛って造成した平坦地である盛土地・埋立地が分布しています。



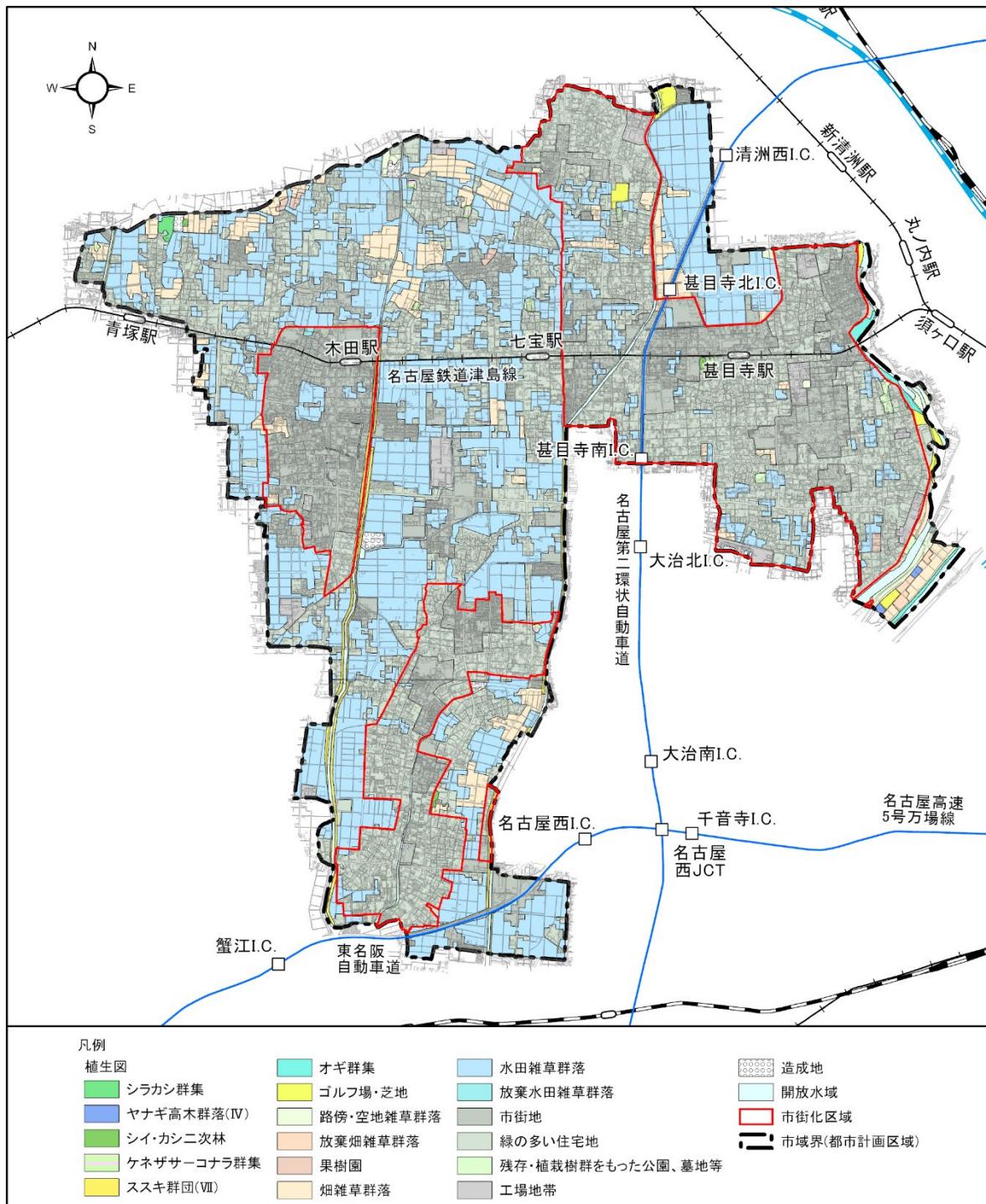
資料：国土地理院「土地の成り立ち・土地利用（数値地図 25000（土地条件））

■ 土地条件図

(4) 植生特性

本市の植生は緑の多い住宅地、水田雑草群落及び市街地が市域の約9割を占めています。

また、市街化区域内の大部分を緑の多い住宅地及び市街地が占めている一方、市街化調整区域では水田雑草群落や緑の多い住宅地、市街地、畠雑草群落が分布しています。

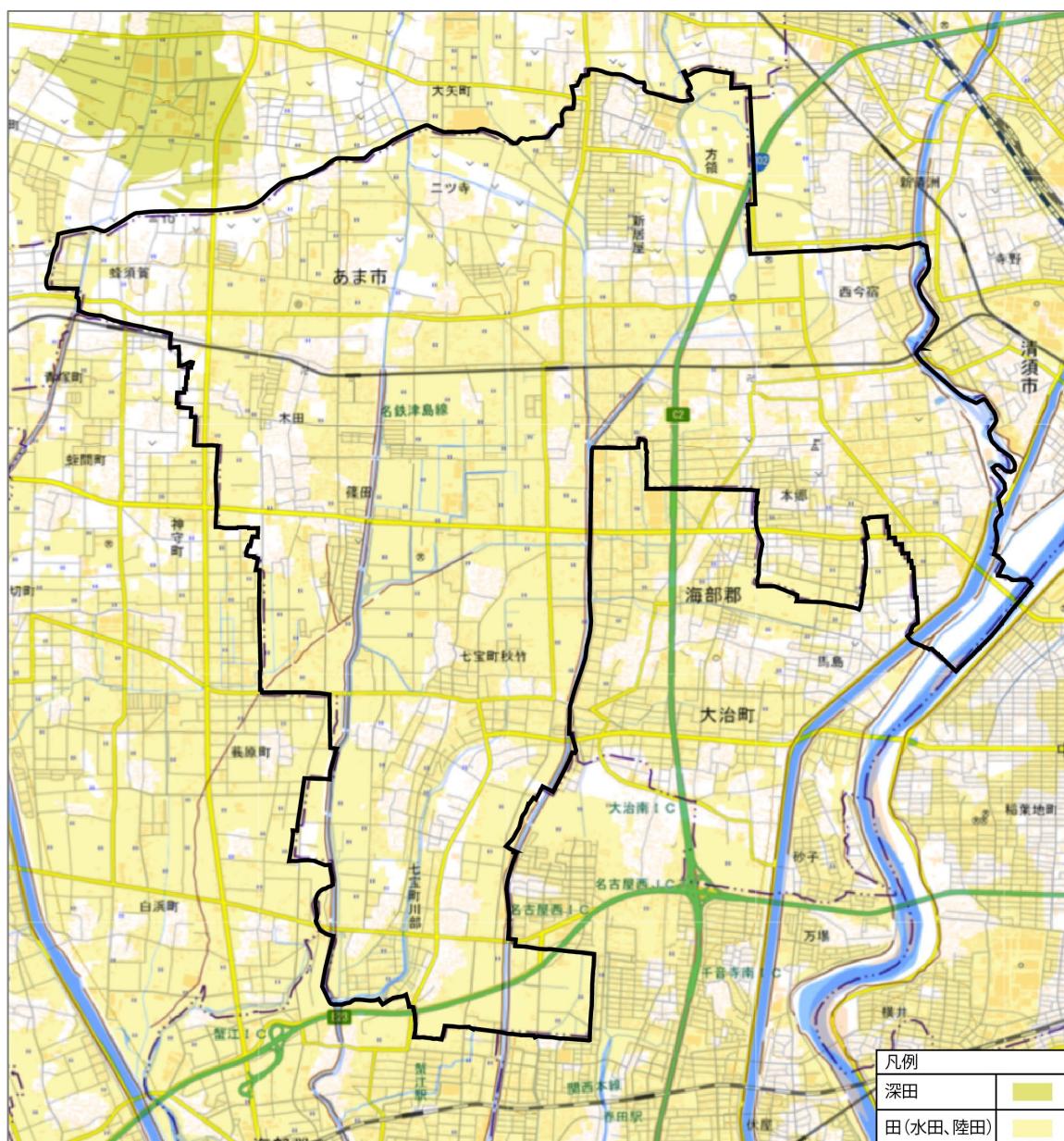


資料：「1/2.5万植生図 GIS データ（蟹江、清洲）」環境省生物多様性センター

■植生分布

(5) 明治期の低湿地

明治期に作成された地図を基に当時の低湿地の分布状況をみると、明治期には市内の広範囲が低湿地であったことが分かります。低湿地とは、河川や湿地、水田、葦の群生地等「土地の液状化」との関連が深いと考えられる区域です。



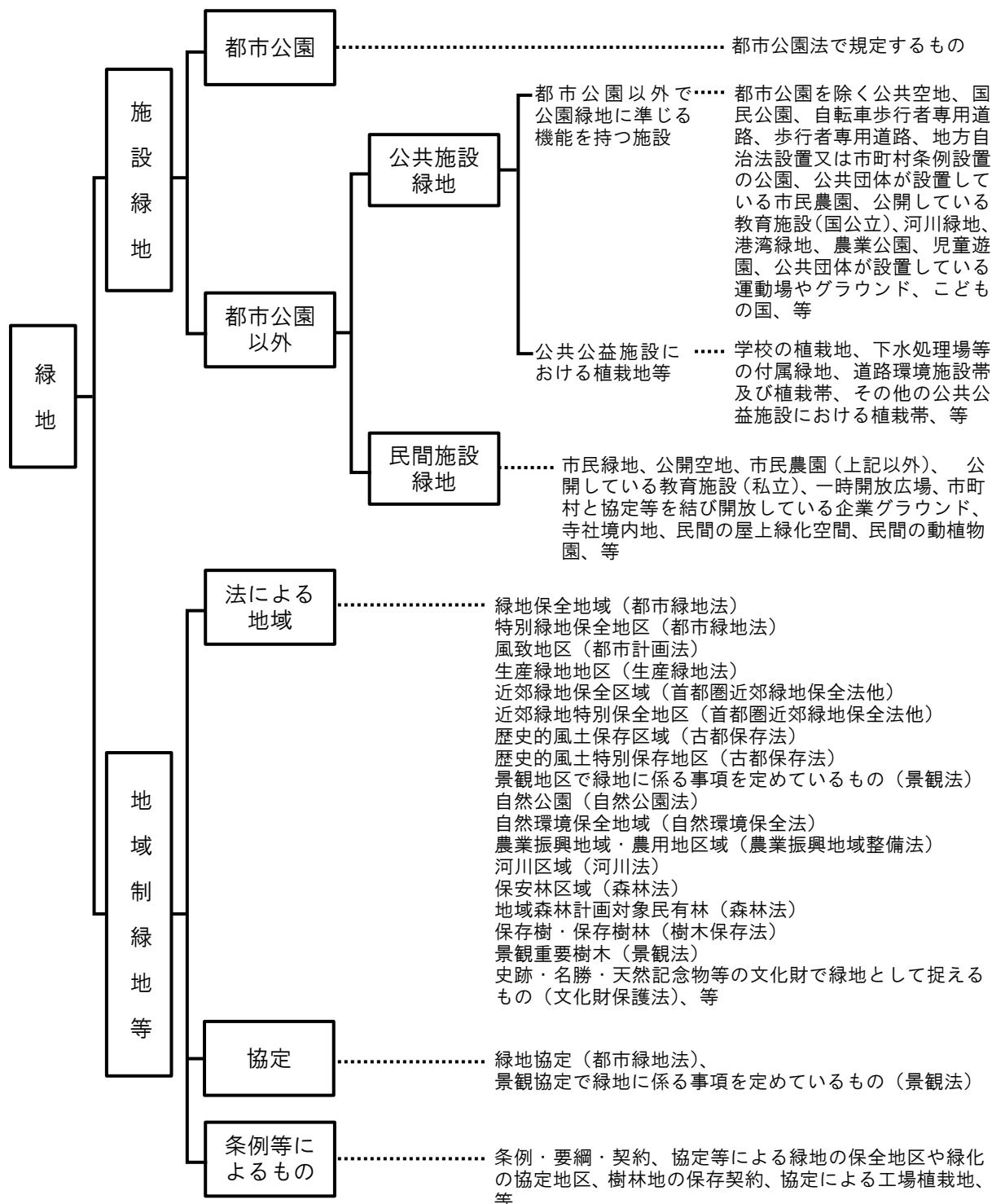
資料：国土地理院（明治期の低湿地）

■明治期の低湿地

2 緑の現況

(1) 施設緑地の現況

施設緑地とは、都市公園法で規定される「都市公園」と公共施設緑地や民間施設緑地が含まれる「都市公園以外」に大きく区分されます。ここでは、①都市公園等（都市公園と公共施設緑地）、②民間施設緑地について、それぞれの現況を示します。



出典：新編 緑の基本計画ハンドブック

① 都市公園等

都市公園には、街区公園や近隣公園、都市緑地や広場公園があり、本市では 56 箇所／13.11ha 整備されています。市民一人当たりの公園面積は 1.47 m²/人と、国の標準値である 10.0 m²/人や愛知県の平均値 7.84 m²/人（令和元（2019）年度末現在）を大きく下回っています。

公共施設緑地には、ちびっこ広場や児童遊園、小中学校の運動場、行政が管理するグラウンドがあり、112 箇所／55.20ha 整備されています。都市公園が少ない七宝地区では、ちびっこ広場や児童遊園が子ども達の貴重な遊び場となっており、都市における緑地として重要な役割を担っています。

都市公園等（都市公園と公共施設緑地）は、168 箇所／68.31ha 整備されており、市民一人当たりの都市公園等面積は 7.67 m²/人となっています。

■都市公園の現況

※令和3（2021）年4月1日現在

項目		箇所	面積 (ha)	m ² /人
都市公園	街区公園	25	5.14	—
	近隣公園	2	4.93	—
	その他公園緑地	29	3.04	—
都市公園 合計		56	13.11	1.47
公共施設緑地	ちびっこ広場	68	4.68	—
	児童遊園	10	0.50	—
	学校	17	35.35	—
	グラウンド	15	10.98	—
	公共施設	2	3.70	—
公共施設緑地 合計		112	55.20	6.20
都市公園等（都市公園十公共施設緑地） 合計		168	68.31	7.67

■該当する主な公園・緑地



森ヶ丘公園（近隣公園）



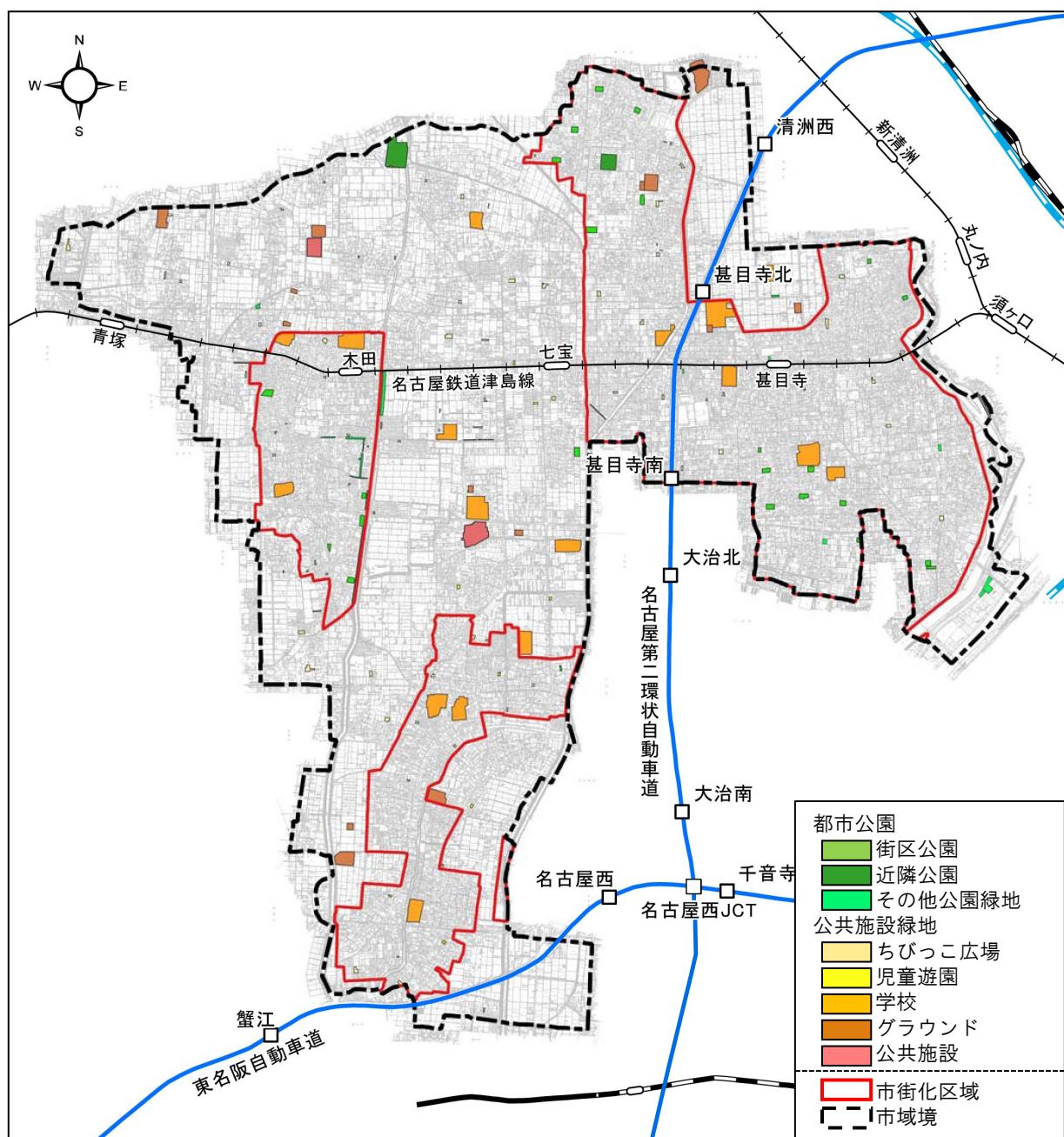
リバーサイドガーデン（その他公園緑地）



鯰橋ちびっこ広場



七宝焼アートヴィレッジ（公共施設）



② 民間施設緑地

民間施設緑地としては本市の貴重な歴史的・文化的資源である甚目寺観音や蓮華寺等の社寺林があり、市内に 131 箇所／26. 91ha 存在します。まとまった樹林地がない本市においては、環境面や景観面において重要な緑地となっています。

■民間施設緑地の現況

※令和3（2021）年4月1日現在

項目		箇所	面積 (ha)	m ² /人
民間施設緑地	寺社境内地	131	26. 91	—
	民間施設緑地 合計	131	26. 91	3. 02

■該当する主な緑地



甚目寺観音



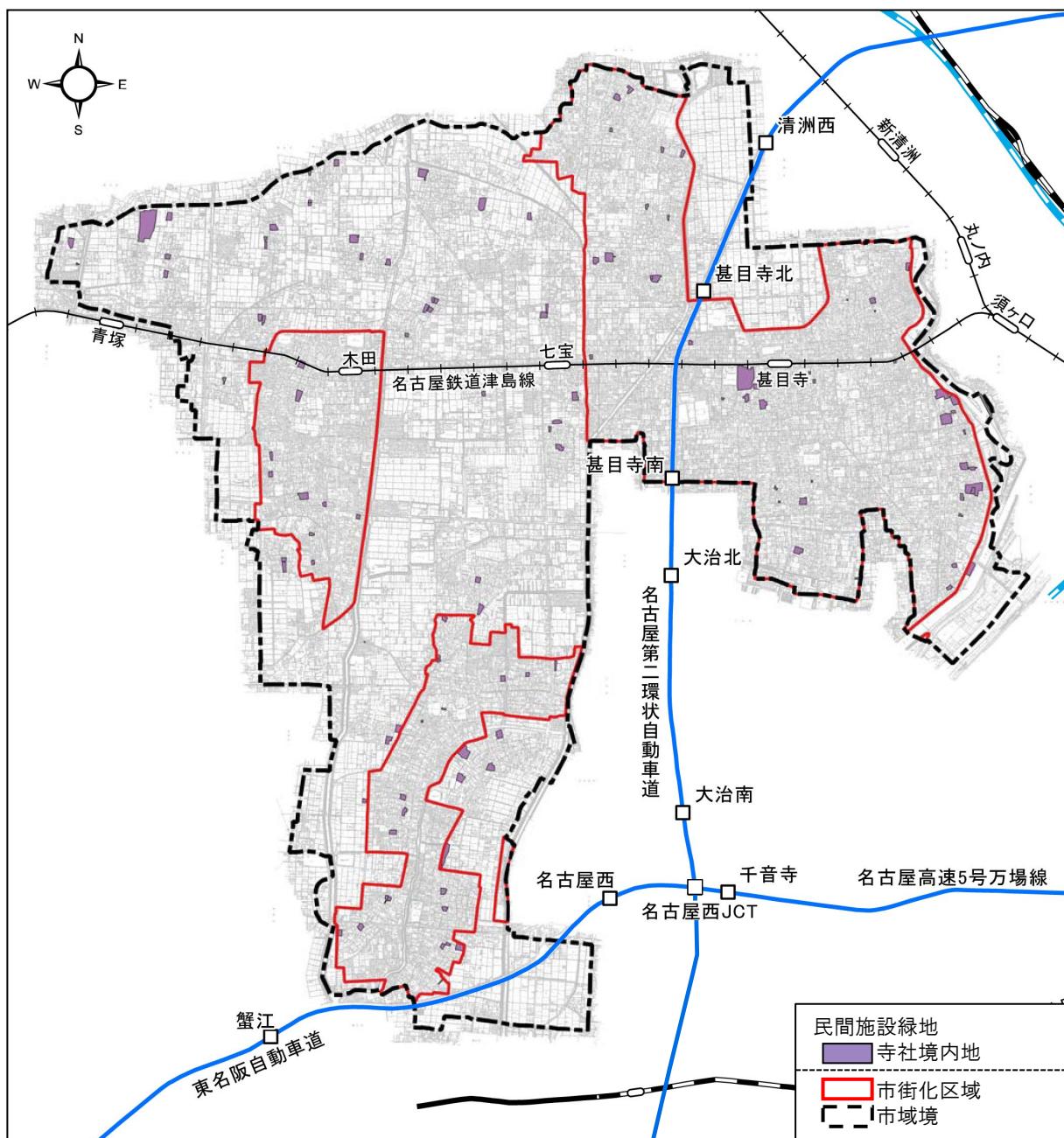
蓮華寺



萱津神社



八劍社



(2) 地域制緑地の現況

地域制緑地とは、緑地保全地域や生産緑地地区、農業振興地域農用地区域等の「法によるもの」、緑地の保全地区や緑化の協定地区等の「条例によるもの」のほか、緑地協定等の協定で定めるものに区分されます。

本市では、「法によるもの」として生産緑地地区や農業振興地域農用地区域、河川区域、名勝・天然記念物、史跡・指定文化財と、「条例によるもの」として愛知県自然環境保全地域があり、総面積は 547.42ha となっています。

■地域制緑地の現況

※令和3(2021)年4月1日現在

項目	箇所	面積 (ha)	m ² /人
法によるもの	生産緑地地区	90	8.97
	農業振興地域農用地区域	—	438.16
	河川区域	7	97.16
	名勝・天然記念物 史跡・指定文化財	6	1.02
法によるもの 合計		103	545.31
条例によるもの	愛知県自然環境保全地域	1	2.21
条例によるもの 合計		1	2.21
重複分		1	0.10
地域制緑地 合計		103	547.42
			61.48

■該当する主な緑地



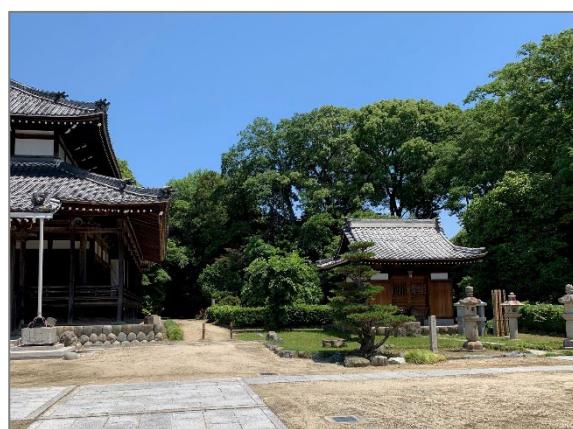
農業振興地域農用地区域



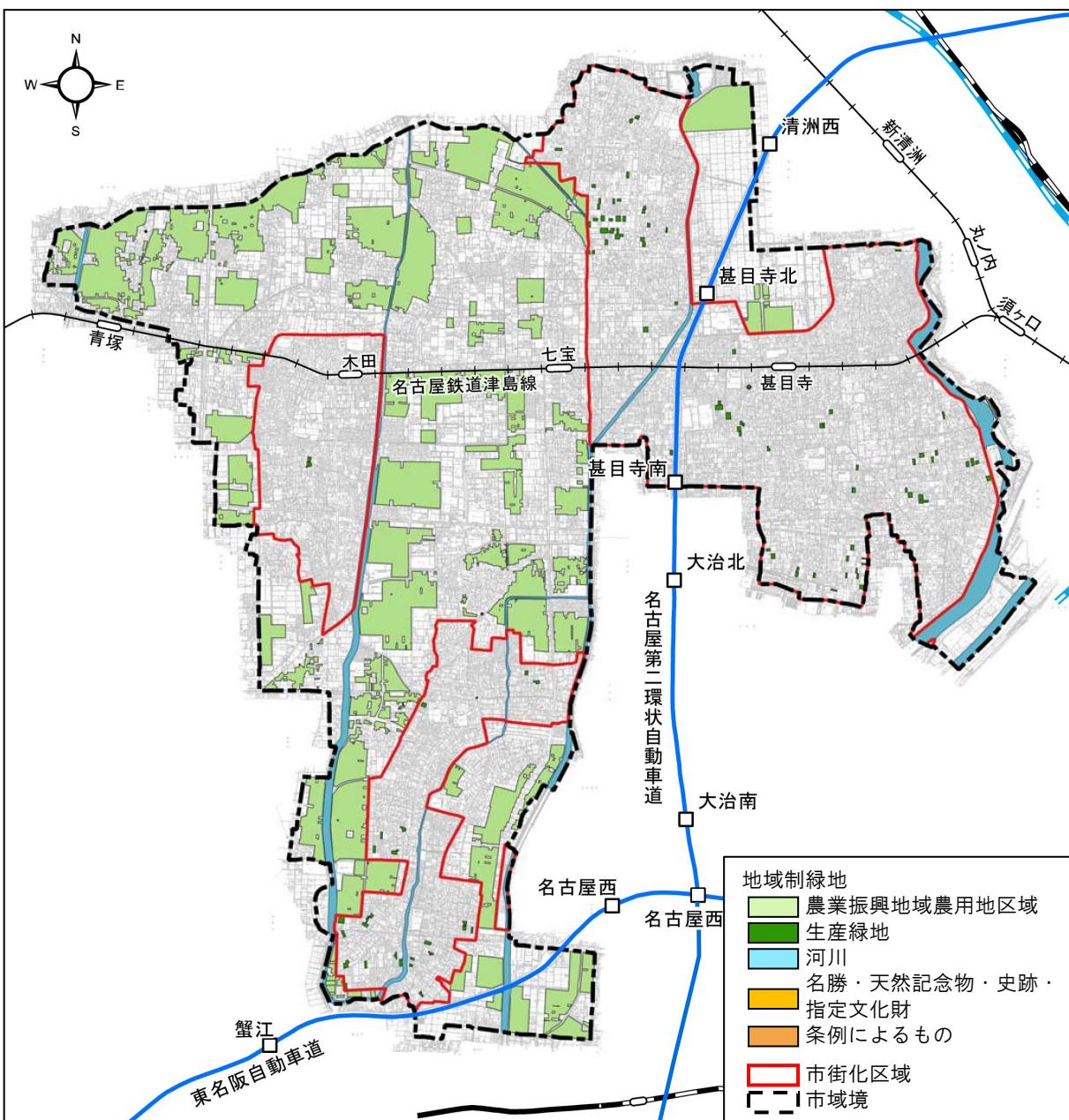
蟹江川



七宝焼原産地道標（史跡）



蓮華寺寺叢（じそう）（愛知県自然環境保全地域）



資料：あま市資料

■ 地域制緑地の分布状況

愛知県自然環境保全地域：蓮華寺寺叢（じそう）

－木曽川の自然堤防と常緑広葉樹林－

蓮華寺は、木曽川の砂の堆積により形成された自然堤防の小丘に立地しており、今でも自然堤防の名残を見ることができます。

古くからそのままの姿で守られてきた蓮華寺寺叢（じそう）は、この地方が開発される以前の本来の自然植生を見る事ができる森となっています。各地で開発が進む中、このような環境は貴重な存在となっています。林内には、イチイガシ、シラカシ、クロガネモチ等の高木が自生し、樹齢も高く老大木となっています。

参考：愛知県 HP



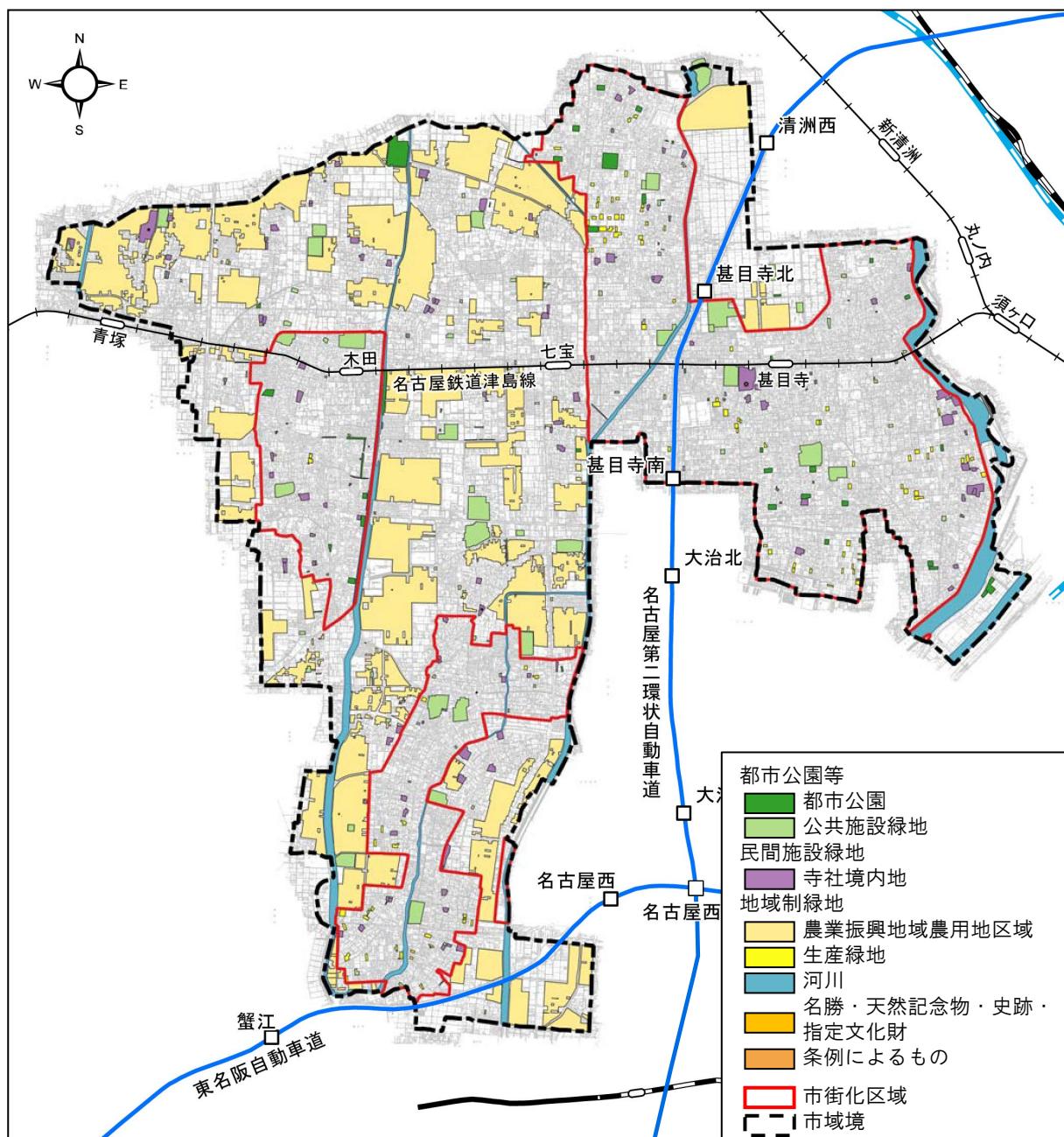
1：自然堤防の小丘、2：全景、3：蓮華寺

■緑地現況量（総括）

市内の緑地面積は合計 641. 11ha、緑地率は 23. 33% となっています。

※令和3（2021）年4月1日現在

項目		箇所	面積 (ha)	m ² /人
施設緑地	都市公園等	都市公園	56	13. 11
		公共施設緑地	112	55. 20
		都市公園等 合計	168	68. 31
		民間施設緑地	131	26. 91
施設緑地 合計		299	95. 22	10. 69
地域制緑地	法によるもの	103	545. 31	61. 24
	条例によるもの	1	2. 21	0. 25
	重複分	1	0. 10	—
	地域制緑地 合計	103	547. 42	61. 48
重複分		3	1. 53	—
緑地 総計		399	641. 11	72. 00
人口 ※令和3（2021）年4月1日現在		89, 045		
市域面積 (ha)		2, 749		
緑地率 (%)		23. 33		



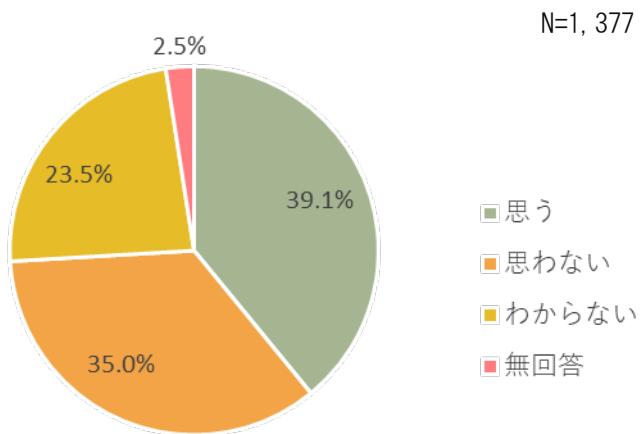
3 緑に関する市民の意識

本計画の策定にあたり、市民の意見や要望をプランに反映させるため、市民意識調査を実施しました。主な調査結果は次のとおりです。（※「回答者数=N」と表記）

【I あま市の緑について】

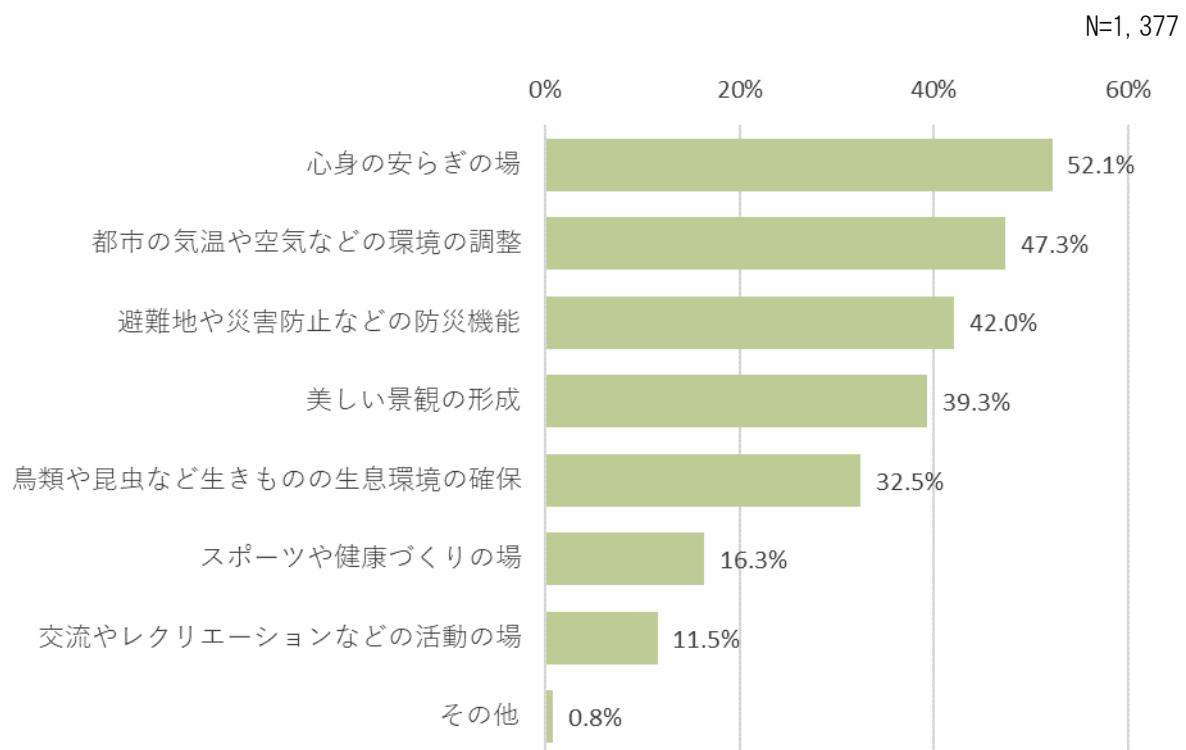
あま市は「緑豊かなまち」だと思いますか。（単一回答）

「緑豊かなまち」だと思う人・思わない人はどちらも約40%程度となっています。



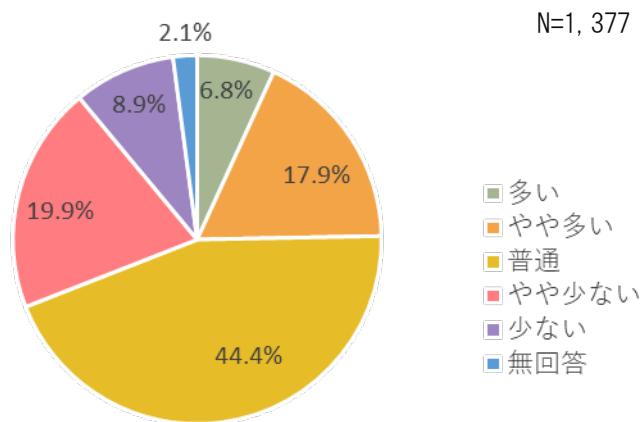
緑が持つさまざまな役割や機能のうち、特に重要と考えるもの（3つまで回答）

重要だと思う機能として、「心身の安らぎの場」(52.1%)が最も多い、次いで「都市の気温や空気などの環境の調整」(47.3%)、「避難地や災害防止などの防災機能」(42.0%)となっています。



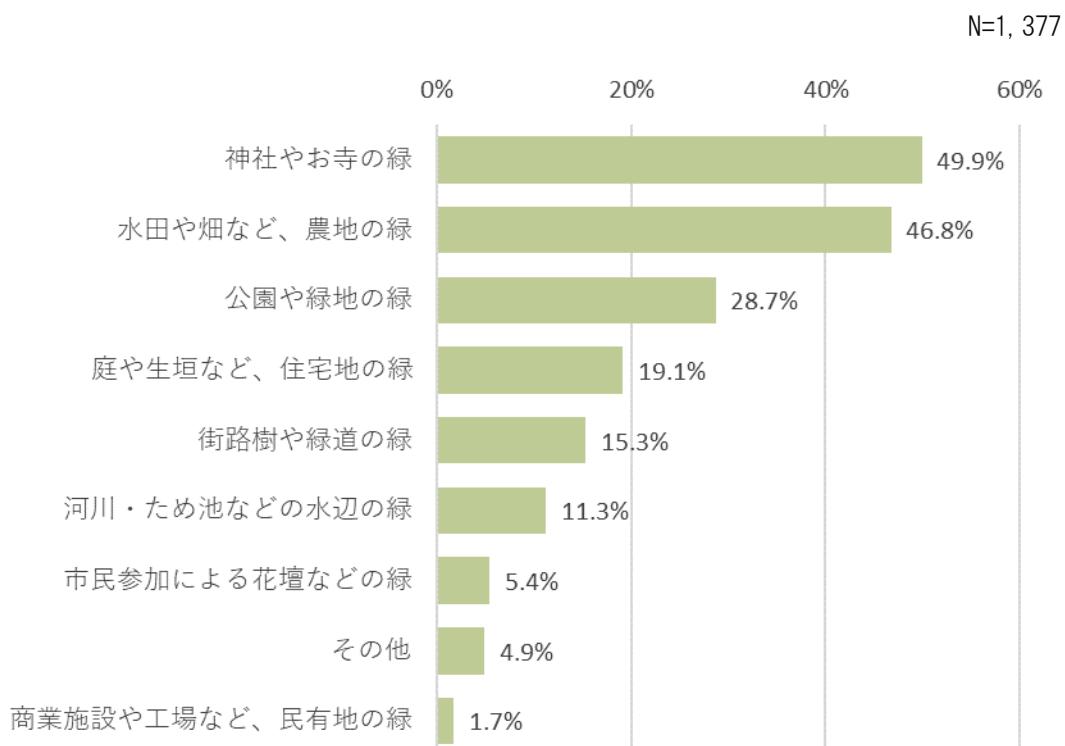
お住まいの地域の緑の量

地域の緑の量として、「多い・やや多い」が24.7%に対し、「やや少ない・少ない」が28.8%となっていることから、市民の緑に対する意識は低い傾向にあります。



お住まいの地域の緑で、気に入っている緑（3つまで回答）

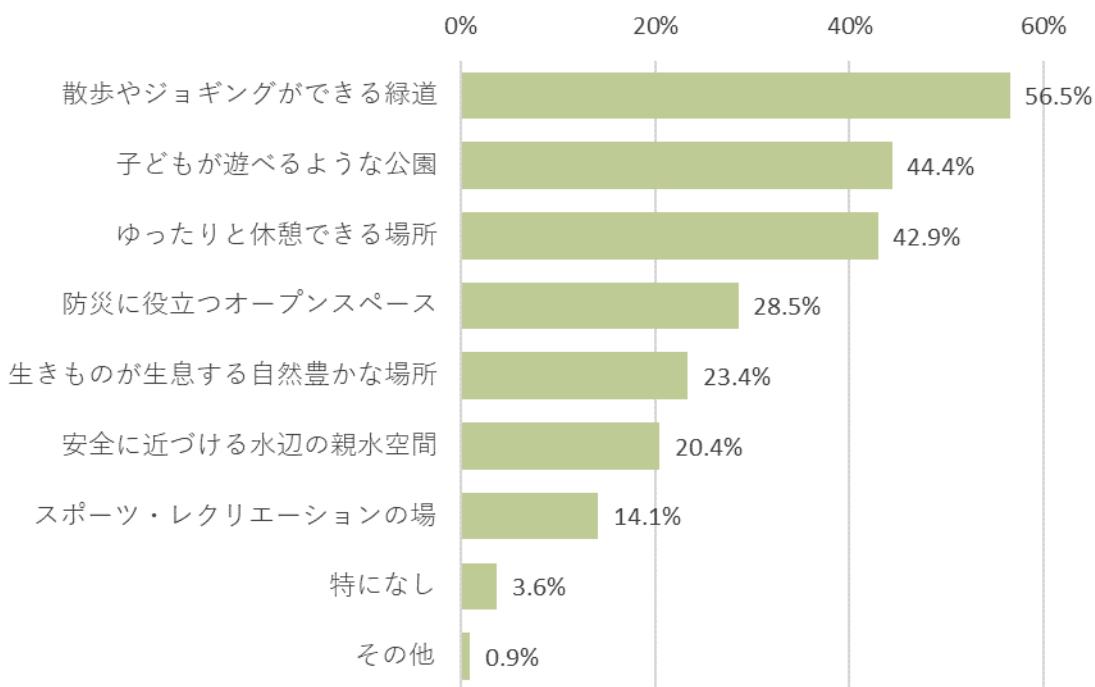
市民が気に入っている緑として、「神社やお寺の緑」(49.9%)、「水田や畠など、農地の緑」(46.8%)、「公園や緑地の緑」(28.7%)が挙げられています。



身边な場所にあれば良いと思う緑の空間（3つまで回答）

身边な緑の空間として、「散歩やジョギングができる緑道」(56.5%)が最も多く、次いで「子どもが遊べるような公園」(44.4%)、「ゆったりと休憩できる場所」(42.9%)が求められています。

N=1,377



【Ⅱ あま市の公園施設について】

市内の公園の利用頻度（単一回答）

市民の 75.7%が公園を「あまり利用しない」と回答しています。

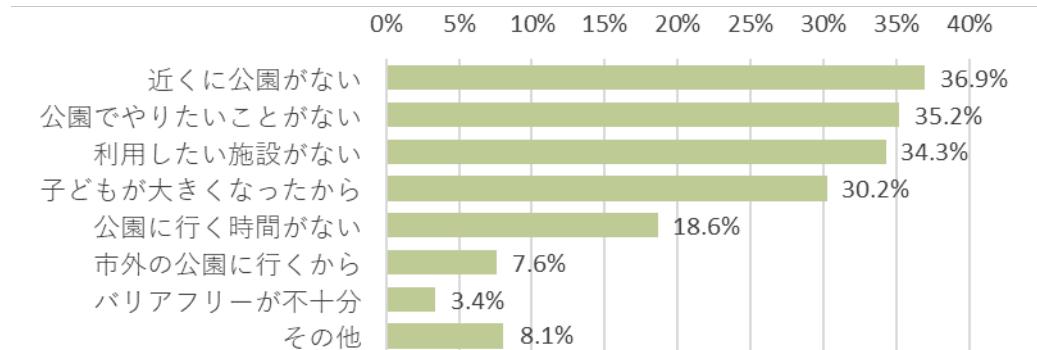
N=1,377



(前質問で「あまり利用しない」と回答した方)
市内の公園を利用しない理由（3つまで回答）

公園を利用しない理由として、「近くに公園がない」(36.9%)が最も多く、次いで「公園でやりたいことがない」(35.2%)が挙げられており、公園の量・質の面からも利用しない理由が挙げられています。

N=1,042



よく利用する公園（自由記述）

<市内（上位10ヶ所）>

市内でよく利用する公園として挙がった都市公園は森ヶ丘公園（50人）が最も多く、次いで二ツ寺親水公園（14人）、木田郷西公園（13人）となっています。

都市公園以外では、七宝焼アートヴィレッジ（35人）や文化の杜（美和文化会館）（7人）、上萱津コミュニティ防災センター（5人）等、公共施設に併設する緑地や広場が挙げられています。

項目	回答数
森ヶ丘公園	50
七宝焼アートヴィレッジ	35
二ツ寺親水公園	14
木田郷西公園	13
小路1号公園（旧ふれあい公園）	12
リバーサイドガーデン	7
文化の杜（美和文化会館）	7
小路2号公園（旧なかよし公園）	6
池端ちびっこ広場	6
上萱津ミニティ一防災センター	5

<市外（上位20ヶ所）>

市外でよく利用する公園として挙がった公園は戸田川緑地公園（71人）が最も多く、次いで国営木曽三川公園（43人）、庄内緑地公園（35人）となっています。

よく利用する公園の所在地は、名古屋市や津島市、稻沢市等の隣接市町が多くなっています。

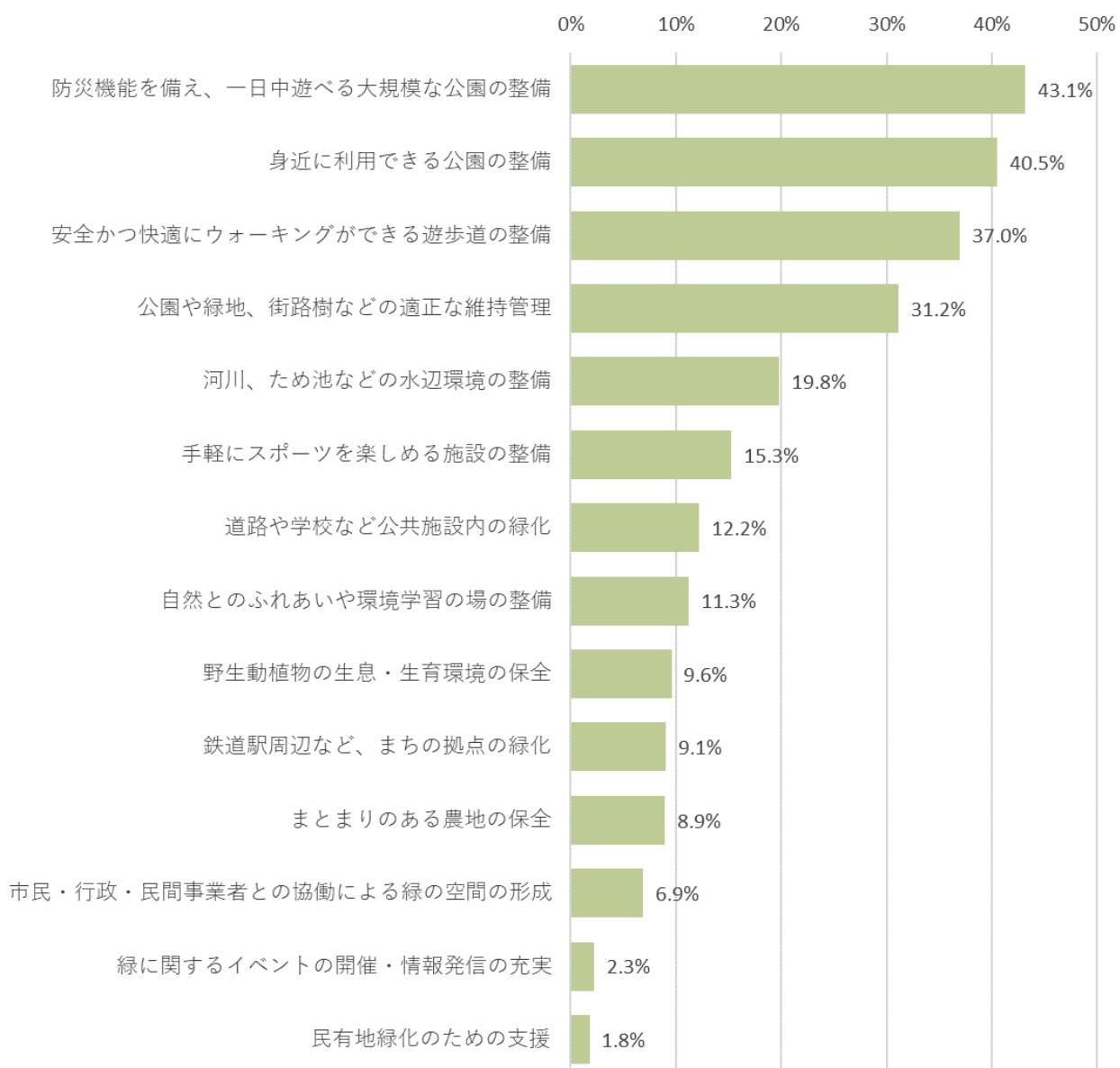
項目	回答数
戸田川緑地公園（名古屋市）	71
国営木曽三川公園（愛知県・三重県・岐阜県）	43
庄内緑地公園（名古屋市）	35
海南こどもの国（弥富市）	33
天王川公園（津島市）	27
名城公園（名古屋市）	22
祖父江緑地公園（稻沢市）	19
中村公園（名古屋市）	16
鶴舞公園（名古屋市）	10
津島東公園（津島市）	10
稻沢公園（稻沢市）	7
大高緑地公園（名古屋市）	5
荒子川公園（名古屋市）	5
モリコロパーク（長久手市）	5
養老公園（養老町）	5
清洲公園（清須市）	5
富田公園（名古屋市）	4
県立愛知県森林公園（名古屋市・尾張旭市）	4
愛知県下水道科学館（稻沢市）	4
佐屋川創郷公園（蟹江町）	3
辻野農村広場（稻沢市）	3

【Ⅲ あま市の緑に関する取組みについて】

緑のまちづくりを進める上で、重点的・優先的に進めるべき取組み（3つまで回答）

重点的・優先的に進めるべき取組みとして、「防災機能を備え、一日中遊べる大規模な公園の整備」(43.1%) や「身近に利用できる公園の整備」(40.5%)、「安全かつ快適にウォーキングができる遊歩道の整備」(37.0%) 等、ハード面での取組みが求められている一方で、「公園や緑地、街路樹などの適正な維持管理」(31.2%) といったソフト面での取組みも求められています。

N=1,377

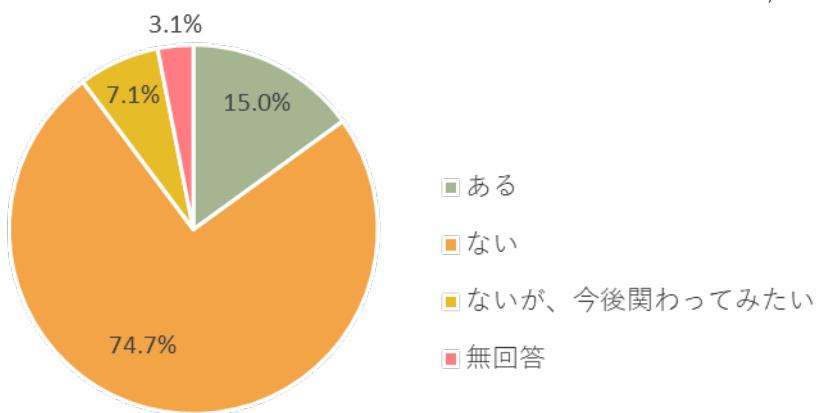


【IV あなたの緑に関する取組みについて】

関わっている緑に対する取組み（単一回答）

緑の取組みに関する関心度について、74.7%の市民が緑の取組みに関わったことがないと回答しています。

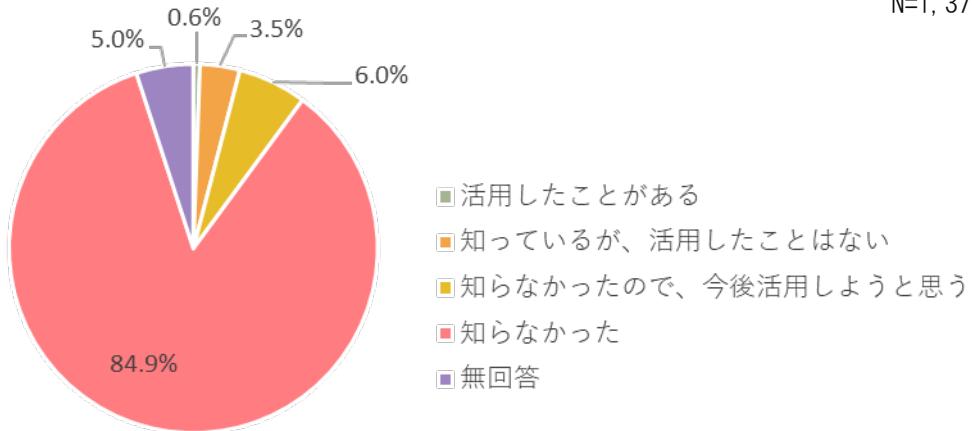
N=1,377



「あいち森と緑づくり税」を活用した補助金の認知度と活用実績

補助金の認知度と活用実績として、「活用したことがある・知っているが、活用したことではない」と回答した市民が4.1%に対し、「知らなかった」と回答した市民が90.9%と市民への認知度は低い状況となっています。また、知らなかったと回答した市民のうち、6.0%は今後活用しようと考えています。

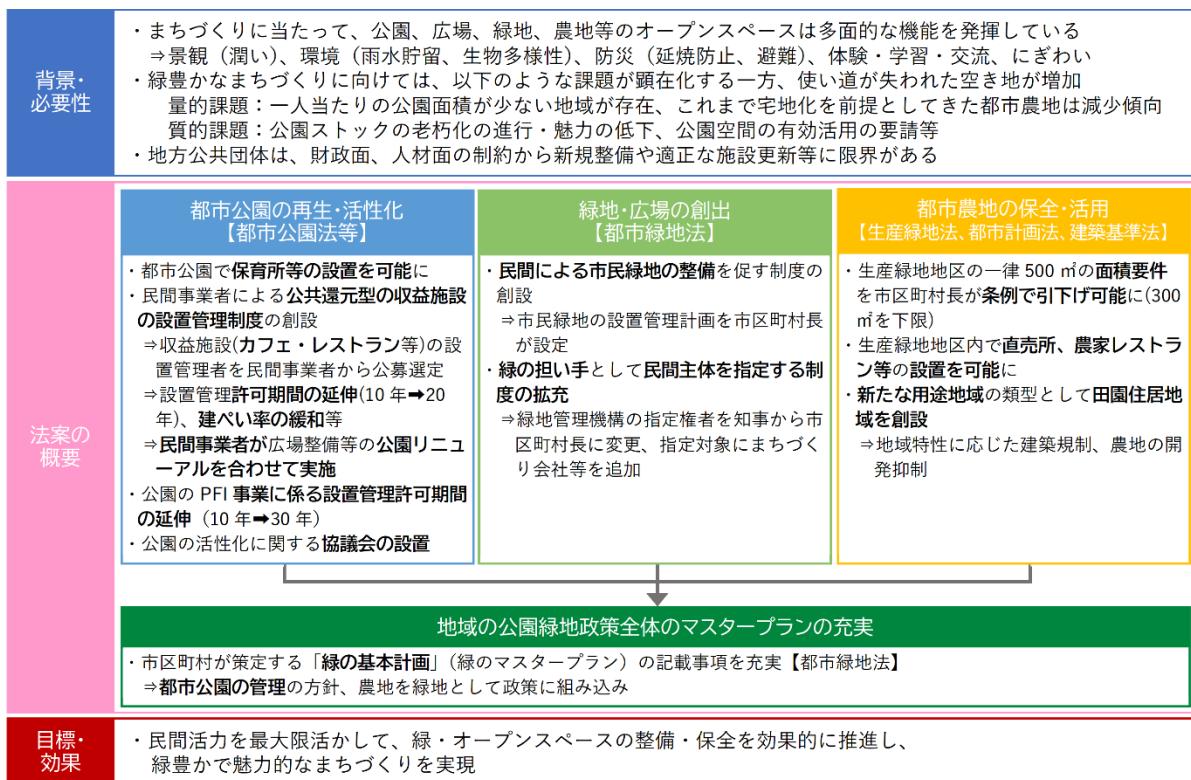
N=1,377



4 緑に関する新たな視点

(1) 都市緑地法等の緑に関する法律の改正

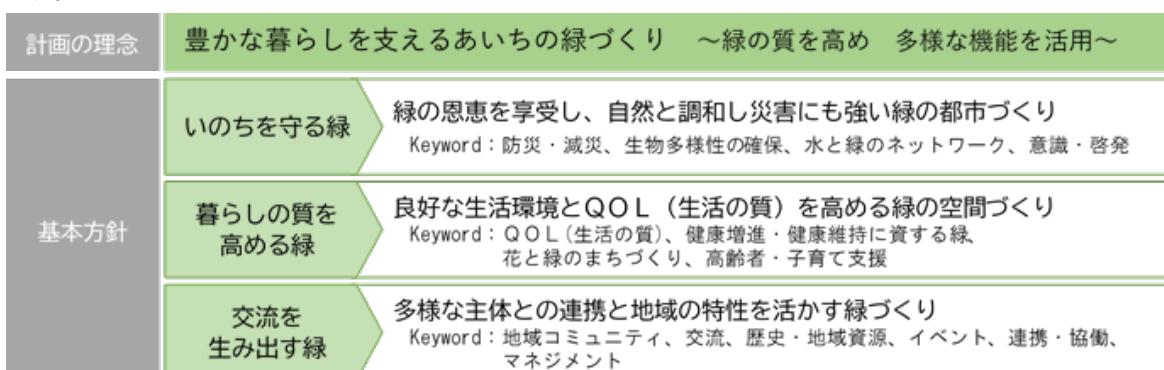
平成 29 (2017) 年に改正された「都市公園法」や「都市緑地法」等の緑に関する法律で掲げられている目標の実現に向けて、本市においても緑に関する取組みを進める必要があります。



(2) 「愛知県広域緑地計画」の改訂

『愛知県広域緑地計画』は、愛知県の都市計画区域全域の緑化を推進するにあたり、広域的な観点から県内の緑に対する考え方や、骨格や拠点となる緑地に関する目標を定め、緑の施策を実施するとともに、各市町村が策定する「緑の基本計画」の指針となることを目的に策定されています。

計画の理念の実現に向けて、「健全で良質な緑」を基礎とした、「いのちを守る緑」、「暮らしの質を高める緑」、「交流を生み出す緑」の3つの緑を効果的に活用することを目指しています。



(3) ニューノーマルのまちづくりに向けた緑とオープンスペース政策

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、緑とオープンスペースの重要性が再認識されるようになったことを受け、公園緑地等の屋外空間の利活用が見直されています。今後は、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図る新しいまちづくりの一つとして、緑とオープンスペースを柔軟に活用することが期待されています。

(4) 自然災害等に関する防災対策の必要性

近年の頻発・激甚化する台風や集中豪雨、地震等の自然災害等に対して、住民の防災意識も変化しており、防災対策の必要性が高まっています。また、近年では「防災」だけではなく、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方も主流になってきていることから、緑とオープンスペースが持つ防災機能（災害時の避難路や避難地、災害の緩和・防止等）を最大限に活用しながら、自然災害に強い都市づくりが求められています。

(5) グリーンインフラに関する取組みの推進

「グリーンインフラ」とは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用して、持続可能な魅力ある都市づくりを進めるものです。

今後は、この「グリーンインフラ」に関する取組みを推進することで、自然災害にも強い持続可能な都市づくりが実現できると期待されています。

(6) 持続可能なまちづくりの推進

平成 27 (2015) 年の国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、SDGs（持続可能な開発目標）が掲げられました。SDGsでは、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール（意欲目標）と 169 のターゲット（行動目標）が掲げられており、緑の都市づくりの分野においても、積極的に取り組んでいくことが期待されています。



資料：国際連合広報センター公式ウェブサイト

(7) 生物多様性に配慮した「緑の基本計画」の策定

平成 30 (2018) 年 4 月に国土交通省から「生物多様性に配慮した緑の基本計画の策定の手引き」が公表されました。生物多様性は、生き物の生息空間だけの問題ではなく、自然からの恵みを受ける住民の暮らしや産業とも密接に関連しているものであることから「緑の基本計画」において、生物多様性への配慮を記載することが求められています。

5 これからの緑のまちづくりに向けて

(1) あま市の緑に関する現況分析

本市の特性	<ul style="list-style-type: none"> 今後の人口は平成27(2015)年の約86,900人から令和27(2045)年の約73,600人と、30年間で約15%減少する予測である（国立社会保障・人口問題研究所推計） 公共施設の維持管理費は今後増大する見込みであり、選択と集中による公園緑地や街路樹等の整備が求められる
都市公園の整備状況	<ul style="list-style-type: none"> 一人当たりの都市公園面積は1.47m²/人となっており、国の標準値(10.0m²/人)や愛知県の平均(7.84m²/人)を大きく下回っている <p>【市民意識調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 公園の利用について、市民の75.7%が「あまり利用しない」と回答しており、公園を利用しない理由として「近くに公園がない」、「公園でやりたいことがない」を挙げられている 緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取組みとして、「防災機能を備えた大規模な公園の整備」や「身近に利用できる公園の整備」、が多く挙げられている
環境保全機能	<ul style="list-style-type: none"> 市域は広大な濃尾平野にあり、田畠が広く分布しているが、宅地への転用が進んでいる 愛知県の自然環境保全地域に指定されている蓮華寺寺叢(じそう)をはじめ、市内に点在する社寺林が多様な生き物の生息空間となっている 市内に広がる田畠、福田川や蟹江川等の河川は、生物多様性の維持に寄与している
レクリエーション機能	<ul style="list-style-type: none"> 本市には街区公園や近隣公園といった住区基幹公園は整備されているが、大規模な公園や緑地は整備されていない <p>【市民意識調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 75.7%の市民が市内の公園を「あまり利用しない」と回答している よく利用する市外の公園として、名古屋市の戸田川緑地公園や庄内緑地公園、国営木曽三川公園、弥富市の海南こどもの国が多く挙げられている 身近な場所にあれば良い緑の空間として「散歩やジョギングができる緑道」、緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取組みとして「安全かつ快適にウォーキングができる遊歩道の整備」が多く挙げられている
防災機能	<ul style="list-style-type: none"> 市内のほぼ全域が海拔ゼロメートル以下であるため、大地震における液状化の危険性が高く、津波浸水想定に一部かかっている 遊水池や雨水貯留施設等の排水対策が順次進められている <p>【市民意識調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取組みとして、「防災機能を備えた大規模な公園の整備」を回答した市民が最も多く、防災対策が求められている
景観形成機能	<ul style="list-style-type: none"> 市内には、甚目寺観音や蓮華寺をはじめとする社寺林が131ヶ所、26.91ha存在し、あま市の歴史的景観の形成に寄与している 伝統工芸である七宝焼をテーマにした総合施設である「七宝焼アートヴィレッジ」の年間利用者数は約12万人であり、今後も伝統産業の継承や観光資源としての活用が期待されている <p>【市民意識調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気に入っている緑として49.9%の市民が「神社やお寺の緑」と回答している よく利用する公園として「七宝焼アートヴィレッジ」が多く回答されている
連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> 近年、全国的に市民や事業者と連携・協働して公園緑地の整備や維持管理が取り組まれているが、本市においては市民や事業者との連携・協働による維持管理等を行う仕組みが整っていない <p>【市民意識調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑のまちづくりを進める上で重点的・優先的に進めるべき取組みとして、「公園や緑地、街路樹等の適正な維持管理」が求められている 81.8%の市民が緑に関する取組みに関わったことがないが、今後関わってみたいと考えている市民が7.1%いる 「あいち森と緑づくり税」を活用した補助金の認知度は4.1%に留まっている

(2) あま市の緑に関する課題

環境	河川を軸とした自然・生態系ネットワークの形成 本市は、海拔ゼロメートル以下が広がり、多くの河川が南北に流下しています。これまでの緑の取組みにおいても、河川を軸としたネットワークの形成を骨格としており、二ツ寺親水公園や、リバーサイドガーデン、庄内川河川敷公園等、親水空間の整備を進めてきています。 そうした本市の地域特性を踏まえると、今後も河川における自然環境、生物多様性の保全、親水空間の充実、公園緑地のネットワークの強化等、環境にやさしく、身近に水と緑を感じられる都市づくりが重要となります。
防災	総合的な災害対策の推進 市民の生命や財産を守るため、河川改修等災害を未然に防止するための都市基盤の整備が必要であり、被害を最小化する減災対策も進める必要があります。緑とオープンスペースが持つ防災機能については、近年、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの活用が期待されています。 海拔ゼロメートル以下が広がる本市では、雨水を安全に流下させ、水害防止を図るために治水対策が重要となることから、公園や広場での遊水・貯留機能の確保や、農地の遊水機能の活用等、グリーンインフラをソフト・ハードの両面から活用した総合的な災害対策の推進を図る必要があります。
生活	地域の特性に応じた公園緑地の整備・充実 本市の都市公園面積は他都市に比べて少なく、一人当たりの都市公園面積も1.47 m ² /人と愛知県の平均値7.84 m ² /人を大きく下回っており、ちびっこ広場や児童遊園等で、市民の身近な緑とオープンスペースを確保している状況です。 今後、人口減少社会を迎える中、都市構造上、整備の重要性が高い場所や公園が不足する場所等を中心に公園等の整備を検討するとともに、老朽化して市民ニーズに対応できなくなった既設公園について、市民の生活環境等の地域特性に応じた再整備等を図っていく必要があります。
活力	まちの活力を維持・向上するための都市づくり 人口減少・超高齢社会の到来、中心市街地の空洞化、地域コミュニティの衰退等の課題に対して、住んでみたい・住み続けたいと思われる都市づくり、中心市街地の賑わいの再生、地域コミュニティの維持・活性化等、まちの活力を維持・向上する都市づくりが必要です。 魅力的な緑とオープンスペースが、活力ある都市づくりに欠かせない時代となっています。
活用	地域の歴史・文化的資源の保全と活用 本市は、甚目寺観音や蓮華寺をはじめ、歴史・文化的資源が豊富であり、市内には多くの社寺林や歴史的な建造物、地域のシンボルとなっている樹木、歴史的な街道やその街並み等が残っており、貴重な地域の景観資源を有しています。また、江戸末期から伝わる伝統工芸“七宝焼”についても、伝統産業の継承や観光資源としての活用が進められています。 こうした地域の歴史・文化的資源は、“緑”との関わりが強いことから、都市の景観形成や地域活性化等、様々な視点での保全と活用が求められます。
協働	市民や事業者との連携・協働の仕組みづくり 近年、公園愛護会や指定管理者制度、Park-PFI等の市民や事業者と連携・協働しながら公園緑地を整備、維持管理する自治体が増えている中、本市においてはこれらを行う仕組みや制度が未だ不十分な状況にあります。 これからの緑の都市づくりにおいては、今ある緑とオープンスペースを上手に活用し、質の高い緑地空間の創出が求められることから、市民や事業者との連携・協働の仕組みづくりや緑に関する取組みの情報発信等が重要となります。

第3章

第3章

あま市が目指す緑の将来像

1 あま市が目指す緑の姿

近年、自然災害の多発・激甚化や新型コロナウイルス感染症の流行等により、市民生活を取り巻く環境が大きく変化しています。その中で、日々の生活にうるおいや癒やしを与える機能や、災害による被害を軽減する機能等、緑やオープンスペースが有する機能の重要性が再認識されています。また、限りある資源を有効に活用し、持続可能な社会を実現するため、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組みが世界的に進められていますが、その実現においても、緑は大きな役割を果たすと考えられています。

本市は、庄内川、新川、五条川といった水辺の緑や、市街地周辺に広がる農地等、多くの緑に囲まれています。また、蓮華寺、萱津神社、甚目寺観音等の社寺と周辺の緑が街なかに歴史性とうるおいを与え、地域の歴史と文化を伝えています。市街地内には、住民に身近な公園や広場等が整備されているほか、公共施設や道路沿道の緑化が進められています。

このような本市の緑の特性を活かし、地域の歴史、文化とともに次世代へつなげるため、市民との協働により、水と緑の都市づくりを進めていきます。

■あま市の将来像（第2次あま市総合計画）

ともに想い ともに創る ずっと大好きなまち“あま”

■都市の将来像（都市計画マスタープラン）

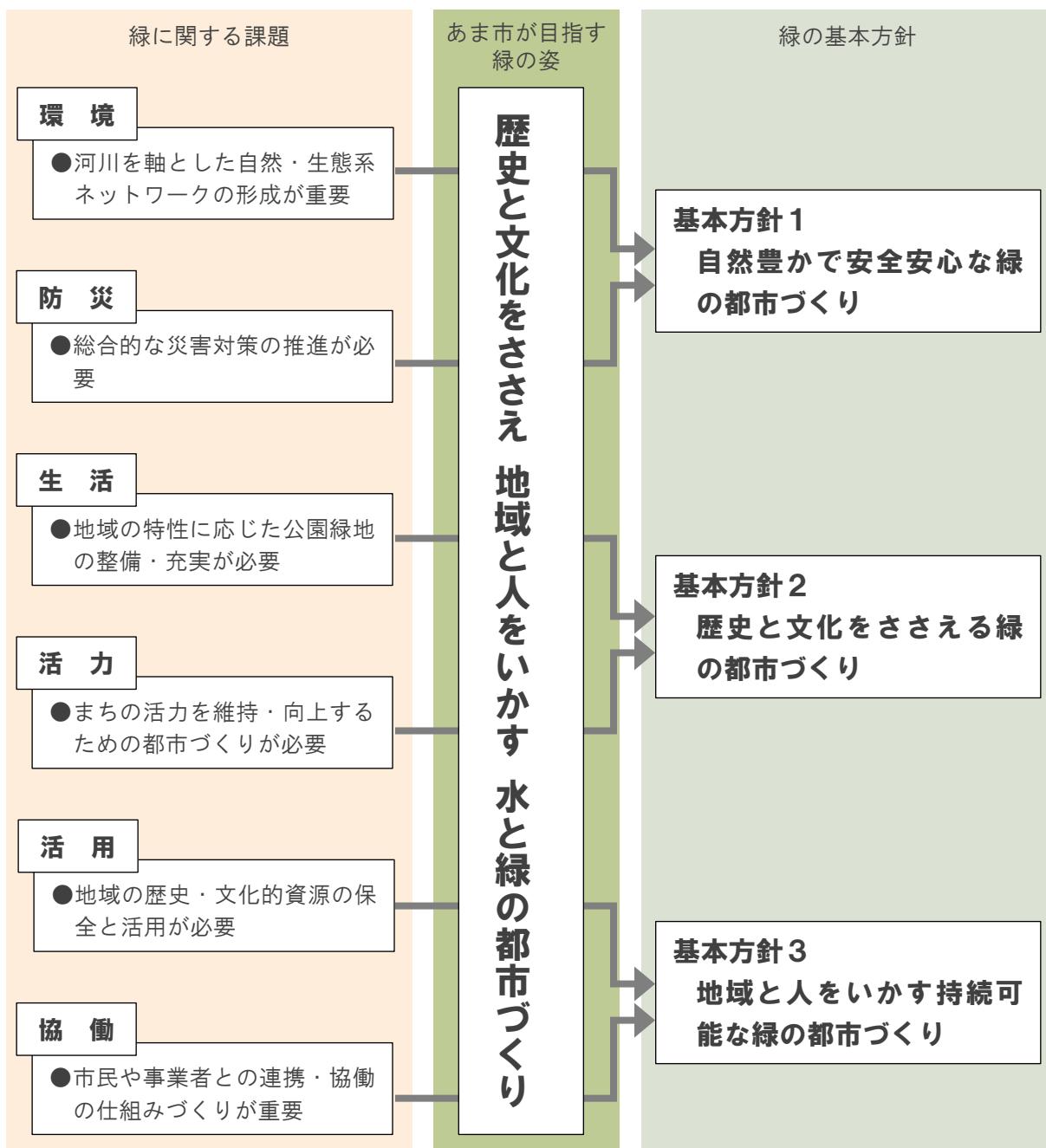
“あまチカラ”により暮らしやすさや魅力を高める都市づくり

■あま市が目指す緑の姿

歴史と文化をささえ 地域と人をいかす 水と緑の都市づくり

2 緑の基本方針

あま市が目指す緑の姿を実現するため、前章で示した課題を踏まえ、本計画の基本方針を3つの視点に基づいて策定します。



基本方針1 自然豊かで安全安心な緑の都市づくり【keyword：環境・防災】

水（河川）と緑が持つ多面的な機能を活用して、温室効果ガスを吸収し、自然環境、生物多様性を保全し、自然災害に備え、防災・減災機能が優れた緑の都市づくりを進めます。

【施策の方向性】

- 水と緑のネットワーク形成
- 河川・水路の親水性向上
- 防災拠点の整備と防災・減災機能の強化

【緑の構成要素】

緑の軸	■ グリーンベルト（農地の保全）	市街地周辺の農地の緑
	◀▶ 親水環境軸（水の軸）	緑の拠点を結び、動植物の生息地や移動経路となる河川の緑
緑の拠点	○ 緑の拠点	市民の休息やレクリエーション活動を支える緑の拠点（蓮華寺寺叢（じそう）やニツ寺親水公園、森ヶ丘公園等）
	○ 防災・交流拠点	市域全体の安全安心と地域活力の創造を支え、居住環境の向上に資する地域拠点（新庁舎及び七宝駅周辺）

基本方針2 歴史と文化をささえる緑の都市づくり【keyword：生活・活力】

地域の歴史・文化的資源を大切にしながら、市民の生活の質の向上を図り、活力と魅力ある市街地を形成し、美しい緑の都市づくりを進めます。

【施策の方向性】

- 歴史と文化で彩る魅力的な都市基盤の整備
- 地域の特性に応じた公園の整備・充実
- 市民ニーズに対応した緑の都市づくり

【緑の構成要素】

緑の軸	◀▶ 生活交流軸（道の軸）	市街地間を連絡し日常生活を支える主要幹線沿道
	○ 歴史・文化拠点	地域の歴史や文化を象徴する緑の拠点（七宝焼アートヴィレッジ一帯、蓮華寺寺叢（じそう）、萱津神社一帯、甚目寺観音一帯）
緑の拠点	○ 街なか居住拠点	多くの人が集い交流するまちの顔づくりと合わせ、居心地が良く歩きたくなる緑豊かな都市づくりを牽引する場
	■ 主な公園緑地	レクリエーションや防災等、多様な機能の拠点となる都市施設緑地
	■ 公共施設緑地	
	■ 寺社境内地	

基本方針3 地域と人をいかす持続可能な緑の都市づくり 【keyword：活用・協働】

水と緑の豊かな自然環境と、貴重な歴史と文化を次世代につないでいくために、地域と人の役割を最大限に活用し、持続可能な緑の都市づくりを進めます。

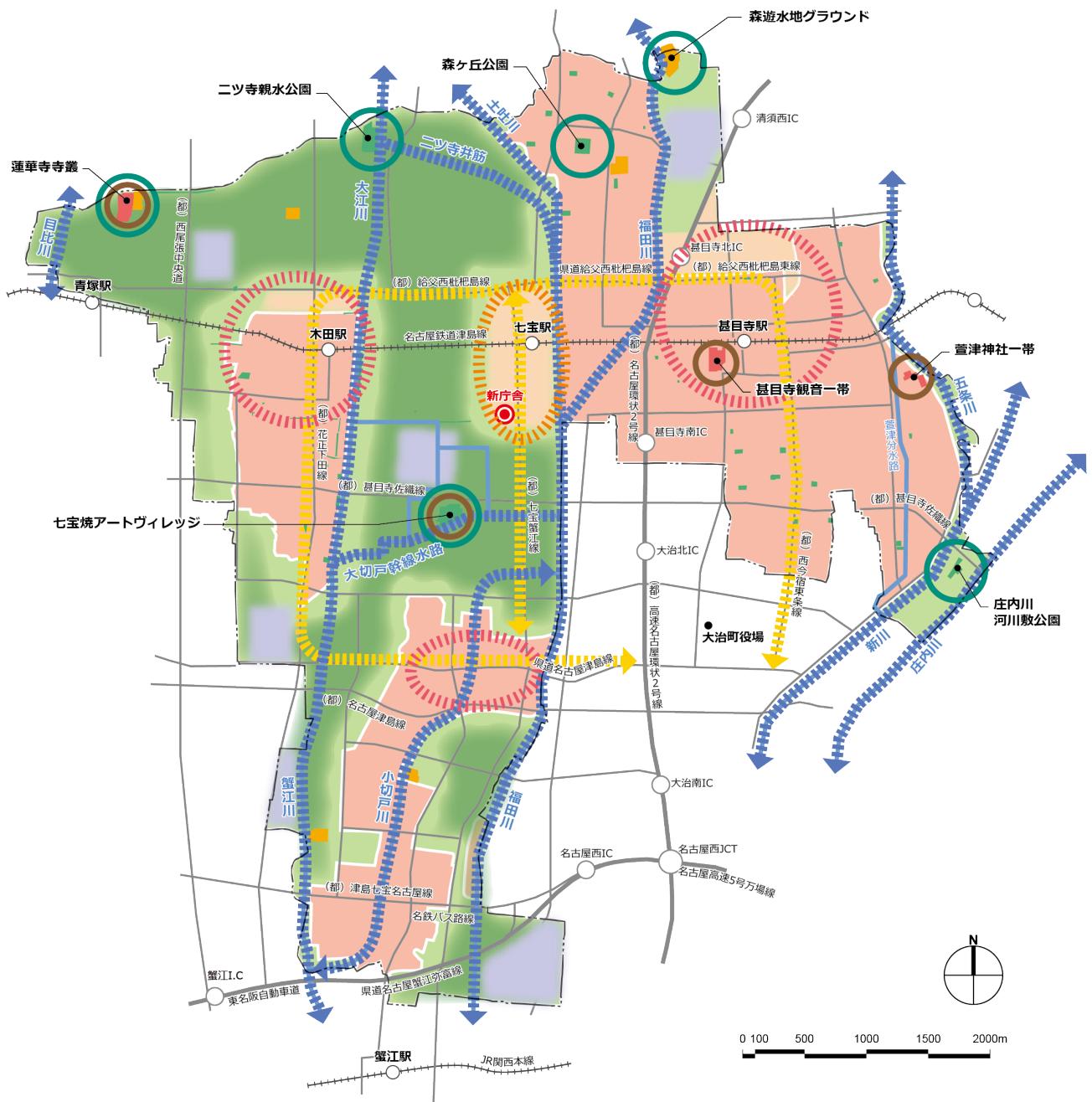
【施策の方向性】

- 地域の景観資源の保全・活用
- 市民や事業者との連携・協働の推進
- 緑に関する情報発信と普及啓発

【緑の構成要素】

緑のゾーン	市街地ゾーン	住宅地としての良好な環境、商業地としての買い物に便利な環境、工業地としての働きやすい環境等を備えた日常生活・都市活動を支える地域
	市街化検討ゾーン	街なか居住拠点、防災・交流拠点、産業拠点周辺の、将来の市街化検討を行う地域
	農住・自然ゾーン	集落と農地・自然環境が共生し、良好な住環境や生産環境、景観等を支える地域 駅周辺という恵まれた環境を活かした居住環境の向上を図る地域（新庁舎及び七宝駅周辺のみ）
	既存工業地・ 産業誘導候補地	交通の利便性等を活かし、既存工業地の維持、及び工場や流通業務施設の新規集積の一体的な誘導を図りつつ、周囲に広がる農地等の自然と調和した緑化を推進する地域

3 緑の将来像図



凡 例

	グリーンベルト（農地の保全）		親水環境軸（水の軸）		街なか居住拠点		市街地ゾーン
	生活交流軸（道の軸）		防災・交流拠点		主な公園緑地		市街化検討ゾーン
	緑の拠点		公共施設緑地		寺社境内地		農住・自然ゾーン
	歴史・文化拠点						既存工業地・産業誘導候補地
							主な水路

4 緑の目標値

緑の基本方針を踏まえ、あま市の目指すべき緑の目標値を3つ設定します。これらの目標値の向上を図ることで緑の基本方針、将来像の実現を目指します。

目標値：緑の満足度（不満と感じる方の割合）

公園や緑地、街路樹等の身近な緑の充実や、水と緑のネットワークの形成等により、市民意識調査の緑の満足度に関し、不満と感じる回答者の割合の減少を目指します。

現状値 【令和2（2020）年】	目標値 【令和14（2032）年】
25.3%	15%

目標値：緑地の割合

都市公園や寺社境内地等の緑（施設緑地）や、生産緑地地区、農業振興地域農用地区域、愛知県自然環境保全地域等の緑（地域制緑地）の保全に努め、市域面積に対する緑の割合の現状維持を目指します。

現状値 【令和2（2020）年】	目標値 【令和14（2032）年】
23.3%	概ね23% (現状維持)

目標値：市民一人あたり都市公園等面積

都市公園や公共施設緑地の整備、維持等により、市民一人あたりの都市公園等面積（都市公園面積+公共施設緑地面積）の増加を目指します。

現状値 【令和2（2020）年】	目標値 【令和14（2032）年】
7.67 m ² /人	約8.1 m ² /人

5 緑の保全・創出・活用の方針

(1) 緑の保全の方針～緑の保全による生態系ネットワークの形成～

多くの河川・水路や社寺林等の点在する緑地、グリーンベルトを形成する農地等の緑を保全することで、人と自然が共生する生態系ネットワークの形成を目指します。

「緑の保全による生態系ネットワークの形成」

- ① 骨格となる河川・拠点となる緑地の保全
- ② グリーンベルトを形成する農地の保全
- ③ 歴史と文化をささえる地域資源の保全

① 骨格となる河川・拠点となる緑地の保全

庄内川・新川・五条川等の骨格となる河川や、自然環境保全地域である蓮華寺寺叢（じそう）等の拠点となる緑地を保全します。

② グリーンベルトを形成する農地の保全

本市の市街地を囲み、グリーンベルトを形成する農地は、田園風景をつくる景観形成機能、洪水時には遊水地となる防災機能、都市気象を緩和する環境保全機能等、多面的な機能を有していることから、本市の貴重な緑地として保全します。

③ 歴史と文化をささえる地域資源の保全

本市の歴史・文化をささえる甚目寺観音や蓮華寺、萱津神社等の社寺林、旧街道の街並みや七宝焼ゆかりの地域等は、地域のシンボルであり、都市の魅力を高める緑とオープンスペースとなっており、これらの地域資源を保全します。

(2) 緑の創出の方針～“都市の緑”創出による都市力の向上～

緑とオープンスペースが持つ多面的機能を発揮する『グリーンインフラ』として新たな“都市の緑”を創出することで、本市の都市力の向上を目指します。

「“都市の緑”創出による都市力の向上」

- ① 防災・減災機能を強化する緑の創出
- ② 都市の魅力を高める緑の創出
- ③ 地域特性や市民ニーズに応じた緑の創出

① 防災・減災機能を強化する緑の創出

災害時に広域避難場所として活用できる公園緑地の整備や、既設の公園緑地の防災・減災機能の強化する“緑とオープンスペース”を創出します。

② 都市の魅力を高める緑の創出

駅周辺や都市構造上、重要な場所においては、総合的な治水対策や賑わいづくり等、複数の地域課題を解決するグリーンインフラ活用型の“都市の緑”を創出します。

③ 地域特性や市民ニーズに応じた緑の創出

老朽化した既設公園の再整備や使われなくなった公園の再生等、地域の特性や多様な市民ニーズに対応した“身近な緑”を創出します。

(3) 緑の活用の方針～緑の活用による持続可能な都市づくり～

市民の暮らしの質を高め、地域の交流を促進し、これから的人口減少社会へ対応できるよう緑を活用することで、本市の持続可能な都市づくりを目指します。

「緑の活用による持続可能な都市づくり」

- ① 市民の暮らしの質を高める緑の活用
- ② 地域のコミュニティを醸成する緑の活用
- ③ 市民・事業者・行政の連携・協働による緑の活用

① 市民の暮らしの質を高める緑の活用

地球温暖化対策や生態系保全等の環境学習や地域の歴史文化を学ぶ環境づくりを推進するなど、情報発信や普及啓発、市民参加の機会提供等に緑を活用します。

② 地域のコミュニティを醸成する緑の活用

“地域の緑”に愛着を持ち、地域の伝統行事や地域文化を継承し、持続可能な地域コミュニティを醸成していくために、身近な公園緑地や広場等の緑を活用します。

③ 市民・事業者・行政の連携・協働による緑の活用

公園の利便性向上を図る協議会の設置や、市民緑地認定制度の活用等、市民・事業者・行政の連携・協働により緑を活用します。

6 都市公園等の整備と管理の方針

(1) 都市公園等の整備の方針～地域をいかす整備の方針～

① 拠点となる公園緑地の整備

災害時の防災拠点や広域的な交流拠点等、本市の歴史・文化や地域の特性を活かした拠点となる公園緑地の整備に努めます。

② 既設の公園緑地の再整備と再生

既設公園等の既存ストックを有効活用し、老朽化した施設等は再整備を行うとともに、市民ニーズに対応した公園再生（ハード・ソフト両面の整備）に取り組みます。

(2) 都市公園等の管理の方針～人をいかす管理の方針～

① 市民・事業者・行政の協働による公園緑地の管理運営

まちづくり等の地域活動団体と連携して、市民や事業者の方々が公園緑地の管理運営に関わる機会をつくり、市民・事業者・行政の協働による管理運営を目指します。

② 民間活力導入による公園緑地の管理運営

持続可能な公園緑地の管理運営を目指すため、公募設置管理制度（Park-PFI）等、様々な民間活力導入の手法を検討し、新しい公園経営の視点に立った公園緑地の管理運営手法の確立に努めます。

第4章

第4章 緑の保全及び緑化の推進のための施策

1 施策の体系

施策の方向性ごとに3つの施策を設定します。これらの施策を推進することで、基本方針の実現を目指します。



2 基本施策

基本方針1 自然豊かで安全安心な緑の都市づくり

1-1 水と緑のネットワーク形成

① 河川を軸とした生物多様性の保全

多くの河川・水路が流下する本市の特徴を活かして、河川・水路沿いの緑化により生物多様性を保全し、緑豊かな都市環境を創出します。

＜主な施策内容＞

○河川・水路沿いの緑化推進	河川、水路沿いの水辺は、生物多様性に配慮した緑化を推進し、生態系の健全な維持を図る。	緑の創出
○生態系ネットワークの形成	市内を流れる河川や水路等の適正な維持管理、改修に努め、多様な生物が回遊することができるネットワークを形成する。	緑の保全

② 都市の骨格・拠点となる緑地の保全

庄内川・新川・五条川一帯等の都市の骨格となる河川緑地、自然環境保全地域である蓮華寺寺叢（じそう）等の拠点となる緑地を保全します。

＜主な施策内容＞

○骨格となる河川緑地の保全	庄内川・新川・五条川一帯は、面的な広がりを持つ河川緑地を維持し、保全を図る。	緑の保全
○蓮華寺寺叢（じそう）の保全	蓮華寺寺叢（じそう）は、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域として豊かな自然環境の保全に努める。	緑の保全

③ グリーンベルトを形成する農地の保全

農地が持つ多面的な機能を活用するため、地域を囲む良好なグリーンベルトを形成する農地を保全します。

＜主な施策内容＞

○農用地区域としての郊外農地の保全	郊外に広がる農地は、市街地との調和を図りながら、農用地区域として農業生産の場や洪水時の貯水機能等の維持に努める。	緑の保全
○市街化区域内農地の保全	生産緑地地区制度を活用し、街なかの貴重な緑として計画的な保全を図る。	緑の保全

1-2 河川・水路の親水性向上

① 多自然川づくりの促進

五条川、蟹江川、福田川等の河川改修においては、自然環境の保全・復元に配慮した多自然川づくりを促進します。

＜主な施策内容＞

○多自然川づくりによる河川改修	五条川、蟹江川、福田川等は、自然環境の保全・復元に配慮した河川改修を促進する。	緑の創出
-----------------	---	------

② 親水空間づくりの促進

川を眺めることができる川辺の散策路や、親水性を向上する階段の設置等、親水空間づくりを促進します。

＜主な施策内容＞

○川辺の散策路整備	五条川、蟹江川、福田川等の河川や水路では、堤防道路等を活用した散策路整備を促進する。	緑の創出
○親水施設整備	五条川、蟹江川、福田川等の散策路整備に合わせて、川に近づくことのできる階段や水辺広場等の設置を促進する。	緑の創出

③ 水環境の保全

公共下水道の整備推進により、河川等の公共用水域の水質保全を図り、緑地による遊水・保水機能を確保し、水環境の保全に努めます。

＜主な施策内容＞

○公共下水道の整備推進	公共下水道の整備を推進し、河川や水路の水質改善を図る。	緑の創出
○雨水貯留・浸透施設の設置	公園や散策路、歩道等の整備・改修の際に、雨水貯留・浸透機能を有する浸透側溝や保水性舗装等の導入に努める。	緑の創出

1－3 防災拠点の整備と防災・減災機能の強化

① 公園緑地の防災機能の強化

災害時に広域避難場所等として活用できる公園緑地の整備に努め、既設の公園緑地についても防災機能の強化を図ります。

＜主な施策内容＞

○広域避難場所等防災拠点の整備	森ヶ丘公園やニツ寺親水公園等の規模が大きな公園において、広域避難場所として活用できるよう防災機能の強化に努める。	緑の創出
○既設の公園緑地の防災機能の強化	既設の公園緑地への耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫の設置等を推進し、防災機能の強化に努める。	緑の創出

② グリーンインフラによる防災・減災機能の強化

緑とオープンスペースが有する防災・減災機能を活用して、河川への雨水流出抑制等、総合的な災害対策を推進します。

＜主な施策内容＞

○グリーンインフラを活用した雨水貯留浸透対策の推進	公園や広場等での雨水貯留機能の確保や、公共施設での保水性舗装等の導入を推進する。	緑の創出
---------------------------	--	------

③ 安全安心な緑の都市づくり

日常的な市民の安全安心を確保するために、公園緑地の安全性の確保、防犯対策等に配慮します。

＜主な施策内容＞

○公園施設の更新・修繕	公園施設のパトロールや点検を定期的に実施し、計画的に施設の更新・修繕を実施する。	緑の管理
○植栽の適正管理	公園内の植栽や街路樹等を適切に管理するため、市と民間事業者による管理体制を構築する。	緑の管理

基本方針2 歴史と文化をささえる緑の都市づくり

2-1 歴史と文化で彩る魅力的な都市基盤の整備

① 社寺林等の緑地の保全と活用

社寺林をはじめ、地域に残された緑地の保全を図るとともに、環境学習や地域のふれあい等の場としての活用を図ります。

＜主な施策内容＞

○史跡「甚目寺境内地」の保全	甚目寺境内地内の建物や樹木等を保全し、史跡「甚目寺境内地」の維持に努める。	緑の保全
○社寺林等の保全	社寺林の保全を促進するとともに、境内地は地域住民の憩い・ふれあいの場としての活用を図る。	緑の保全

② 地域の歴史文化を学ぶ環境づくり

甚目寺観音や蓮華寺等の歴史的資源や伝統文化を継承していくことができるよう地域の歴史・文化を学ぶ環境づくりを推進します。

＜主な施策内容＞

○歴史的資源や伝統文化の周知・PR	地域の歴史・文化に関するパンフレットの作成や市ホームページでの情報発信等を推進する。	緑の活用
○歴史的資源周辺の環境整備	歴史的資源等の解説板や案内板の整備や、周辺の緑化、美化を推進する。	緑の活用

③ 歴史・文化を巡る道づくり

甚目寺観音や萱津神社、七宝焼ゆかりの地域（七宝焼アートヴィレッジ等）、旧街道を活かした歴史・文化を巡る道づくりを推進します。

＜主な施策内容＞

○歴史・文化拠点周辺の緑化促進	甚目寺観音や萱津神社の境内地内にある緑の保全や、周辺道路の沿道緑化を促進する。	緑の創出
○旧街道における歩行空間の整備	旧街道を散策路として利用できるよう、歩行空間の確保、及び沿道緑化を推進する。	緑の創出

2-2 地域の特性に応じた公園の整備・充実

① 拠点となる公園緑地の充実

広域的な交流拠点となる庄内川河川緑地や、森ヶ丘公園やニツ寺親水公園、七宝焼アートヴィレッジ等、規模の大きな既設公園や施設の拠点性の維持・向上を図ります。

＜主な施策内容＞

○広域的な交流拠点の整備（庄内川）	庄内川の河川敷は、清須市・大治町と連携して、潤いのある水辺環境の創出、親水空間の整備を推進する。	緑の創出
○拠点となる公園の再整備	森ヶ丘公園やニツ寺親水公園は、市民ニーズを踏まえ、レクリエーション需要や防災機能の強化に対応した再整備を検討する。	緑の創出

② 地域の身近な公園の整備推進

鉄道駅周辺や整備の重要性の高い場所、公園が不足する場所を中心に地域の身近な公園として街区公園等の整備を推進します。

＜主な施策内容＞

○街区公園等の整備	公園が不足する地域や今後市街化を検討する地域は、地域住民が身近に利用できる街区公園等の整備を検討する。	緑の創出
○密集市街地におけるオープンスペースの確保	密集市街地においては、空き家・空き地等の活用により、オープンスペースの確保を検討する。	緑の創出

③ 地域の特性に応じた公園の再整備

既設の街区公園等において、施設の老朽化等により、市民ニーズに対応できなくなった公園を中心に再整備を図ります。

＜主な施策内容＞

○既設の街区公園等の再整備	既設の街区公園等で、施設の老朽化や管理が不十分な公園を中心に、地域の特性に応じた公園への再整備を図る。	緑の創出
○市民ニーズに対応した公園再生	既設の公園に関して地域住民の利用状況や市民ニーズを把握し、施設設置や植栽に市民意見等を盛り込んだ公園づくりを推進する。	緑の創出

2-3 市民ニーズに対応した緑の都市づくり

① 都市構造に対応した緑化推進

街なか居住拠点や防災・交流拠点等、都市構造上、重要な場所においては、重点的な緑化の推進、緑地の創出を図ります。

＜主な施策内容＞

○緑化重点地区の指定	既存市街地や新たに市街化を検討する地域では、緑化重点地区の指定を行い、重点的に緑化の推進、公園や広場等の創出を図る。	緑の創出
○市民緑地認定制度の活用	農地や未利用地となっている空き地については、市民緑地認定制度等を活用し、オープンスペースの維持、確保に努める。	緑の活用

② グリーンインフラを活用した都市づくりの推進

総合的な治水対策や賑わいづくり、暑熱対策等の複数の地域課題に対応するため、自然環境が有する多様な機能を活かしたグリーンインフラの導入を進め、持続可能で魅力ある都市づくりを推進します。

＜主な施策内容＞

○グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画※の策定	グリーンインフラの目標や事業内容を定めた「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画」の策定を検討する。	緑の活用
○グリーンインフラの活用推進	事業計画に基づく公園緑地の整備や公共施設緑化等を推進する。	緑の活用
○雨水流出抑制対策の推進	河川や下水道への雨水流出量を低減するため、公園や歩道での保水性舗装や雨水貯留浸透施設等の整備を推進する。	緑の活用

※グリーンインフラ活用型都市構築支援事業計画

国のグリーンインフラ活用型都市構築支援事業を実施する際に、地方公共団体（または地方公共団体及び民間事業者からなる協議会）が定める計画。緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標や、事業計画の目標を達成するために必要な交付対象事業等について定める。実施事業に関しては、公園緑地の整備、公共公益施設の緑化、民間建築物の緑化、緑化施設の整備、市民農園の整備のうち、2つ以上の事業を実施すること、もしくは複数の事業主体で取り組む内容であることが要件となる。

③ 多様な市民ニーズへの対応

公園の利活用促進のため、多様な市民ニーズへの対応を図るとともに、誰もが利用できるインクルーシブパークの整備を推進します。

＜主な施策内容＞

○地域住民の参画による公園整備	公園の計画段階から地域住民が参画して計画立案を行い、アイデアや意向を取り入れた地域で使いやすい公園整備を図る。	緑の活用
○インクルーシブパークの整備推進	従来のユニバーサルデザインに加え、障害の有無や、性別、年齢、言語の違いに関わりなく、各々がそれぞれの遊び方で楽しめるインクルーシブデザインを導入した公園整備を推進する。	緑の創出

基本方針3 地域と人をいかす持続可能な緑の都市づくり

3-1 地域の景観資源の保全・活用

① シンボルとなる景観資源の保全・活用

地域のシンボルとなる樹木、樹林地、河川、歴史的な街道、街並み等の景観資源を保全し、緑の都市づくりへの活用を図ります。

＜主な施策内容＞

○道路緑化の推進	都市の骨格を形成する幹線道路では、街路樹の植栽や更新等により、道路緑化を推進する。	緑の創出
○歴史的な景観資源の保全活用	甚目寺観音、萱津神社や旧街道沿道では、既存の樹木・樹林の保全に努め、良好な街並み景観の保全を図る。	緑の保全

② 民有地緑化の促進

「あま市宅地開発等に関する指導要綱」に基づく公園緑地の緑化指導や、県の緑化を支援する制度を活用した民有地緑化を促進します。

＜主な施策内容＞

○開発指導要綱に基づく緑化指導	「あま市宅地開発等に関する指導要綱」の公園緑地の設置基準等に基づき、適正な宅地開発を誘導する。	緑の創出
○「あいち森と緑づくり事業」の活用	「あいち森と緑づくり事業」を活用し、接道部の生垣化や空き地への植栽等、民有地緑化を促進する。	緑の創出

③ 公共施設・幹線道路の緑化推進

公共施設や幹線道路の緑化を推進するとともに、多くの市民が利用する公共施設においては、緑化の推進によるイメージアップを図ります。

＜主な施策内容＞

○公共施設・幹線道路の緑化推進	公共施設の再整備や都市計画道路の整備にあわせ、あま市の花「ゆり」やあま市の木「ハナミズキ」等の植栽による緑化を推進する。	緑の創出
○愛知県のアダプトプログラムの活用	「愛・道路パートナーシップ事業」等を活用し、緑の管理や美化活動等への市民参加を促進する。	緑の管理

3-2 市民や事業者との連携・協働の推進

① 市民参加による公園緑地の利便性の向上

地域の賑わい創出やコミュニティ醸成のために、市民参加による公園緑地の利便性向上を図り、そのための協議会設置を推進します。

＜主な施策内容＞

○利便性向上に資する協議会の設置	公園利用者の利便性向上を図るため、公園管理者と地域の関係者等が住民ニーズの共有や利用方法の協議等を行う協議会づくりを検討する。	緑の活用
------------------	---	------

② 民間活力導入による公園の運営

指定管理者制度や公募設置管理制度（Park-PFI）、公園設置管理許可制度等、民間活力導入による公園の管理運営を推進します。

＜主な施策内容＞

○指定管理者制度やPark-PFIの導入	公園施設の設置・管理に関して、民間事業者を公募により選定する公募設置管理制度（Park-PFI）等の導入を検討する。	緑の管理
○協働によるドッグランの管理運営	市民団体等との協働によるドッグランの管理運営体制を構築する。	緑の管理
○各種制度に関する情報発信	市民団体等に対し、指定管理者制度や Park-PFI 等の情報提供を行うとともに、要望に応じて説明会等の実施を検討する。	緑の管理

③ 地域活動団体の育成・支援

まちづくりの活動団体やNPO法人、事業者等と連携した緑の都市づくりを推進するとともに、地域活動団体の育成・支援に努めます。

＜主な施策内容＞

○「みどり法人」制度の活用	緑地整備と管理機能を有するNPO法人やまちづくり会社等の育成に努める。	緑の管理
○事業者のCSR活動との連携推進	事業者の都市緑化活動を促進するため、都市緑化活動への支援・表彰制度を検討する。	緑の管理

3-3 緑に関する情報発信と普及啓発

① 緑に関する情報発信

緑に関する各種施策や連携・協働の取組み、緑化支援制度等について、広報誌やWebを活用して積極的に情報発信を行います。

＜主な施策内容＞

○情報発信の充実	市ホームページや広報等を活用し、市内の緑化活動やイベントの情報発信とPRに努める。	緑の活用
○緑化支援制度の周知・PR	県や市が行う緑化支援制度について、パンフレットの作成・配布等により周知・PRを行う。	緑の活用

② 緑に関する普及啓発

市民や事業者との連携・協働のきっかけとなるように、植樹祭や緑に関する講習会の開催等により、普及啓発を図ります。

＜主な施策内容＞

○植樹祭等緑化イベントの開催	植樹祭等のイベントを開催し、市民の緑化意識の高揚と啓発に努める。	緑の活用
○ガーデニング等の講習会の開催	ガーデニングや家庭菜園等の講習会を開催し、市民の緑化活動を支援する。	緑の活用

③ 環境学習や啓発活動の充実

自然環境保全や地球温暖化対策に関して、市民一人ひとりが認識と理解を深め、行動に移せるように情報提供や啓発活動を強化します。

＜主な施策内容＞

○子どもたちへの環境学習の推進	小中学校での環境学習に対し、資料の提供や講師の紹介等を行い、環境学習の充実に努める。	緑の活用
○生涯学習による啓発活動の充実	自然環境保全や地球温暖化対策に関する生涯学習講座を企画し、市民意識の啓発を図る。	緑の活用

3 重点的な緑地の保全及び緑化を推進する地区（緑化重点地区）

（1）緑化重点地区とは

緑化重点地区とは、都市緑地法において、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として、緑の基本計画において、必要に応じて緑化重点地区を定めることとされています。

そのため、緑化重点地区では、本市の重点的な緑化施策に加え、住民及び事業者等の多様な主体において、都市緑化基金の活用、住民や自治会によるボランティア活動の展開等、それぞれの立場で自主的な緑化の推進が積極的に行われることが期待できるため、積極的な地区の設定を行うとともに、緑化の推進に向けた官民連携の方針を定めることが望ましいとされています。



「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」として緑の保全と緑化を推進

【参考】緑化重点地区について

＜緑化重点地区の設定要件の具体例＞

- ① 駅前等都市のシンボルとなる地区
- ② 特に緑が少ない住宅地
- ③ 風致地区等都市の風致の維持が特に重要な地区
- ④ 防災上緑地の確保及び市街地における緑化の必要性が比較的高い地区
- ⑤ 緑化の推進に関し住民意識が高い地区
- ⑥ エコロジカルネットワークを形成する上で緑化の必要性が高い地区

＜区域設定の留意事項＞

- 緑化重点地区は、緑化地域以外の区域を定めるもの
- 緑化重点地区は、比較的緑が少なく重点的に緑化の推進に配慮を加えるため緑化推進施策を定めるものであり、例えば、農用地区域及び保安林等については緑化重点地区に定めるものではない。

＜緑化重点地区で講じる緑化施策＞

- 緑地協定及び市民緑地契約の締結
- 市民緑地設置管理計画の認定（市民緑地認定制度）
- 公共公益施設の緑化
- 地区計画等の区域における緑化率規制
- 緑化施設整備計画の認定
- 民有地緑化に対する助成
- 都市公園の整備 等

出典：都市緑地法運用指針（2018（平成30）年4月改定）

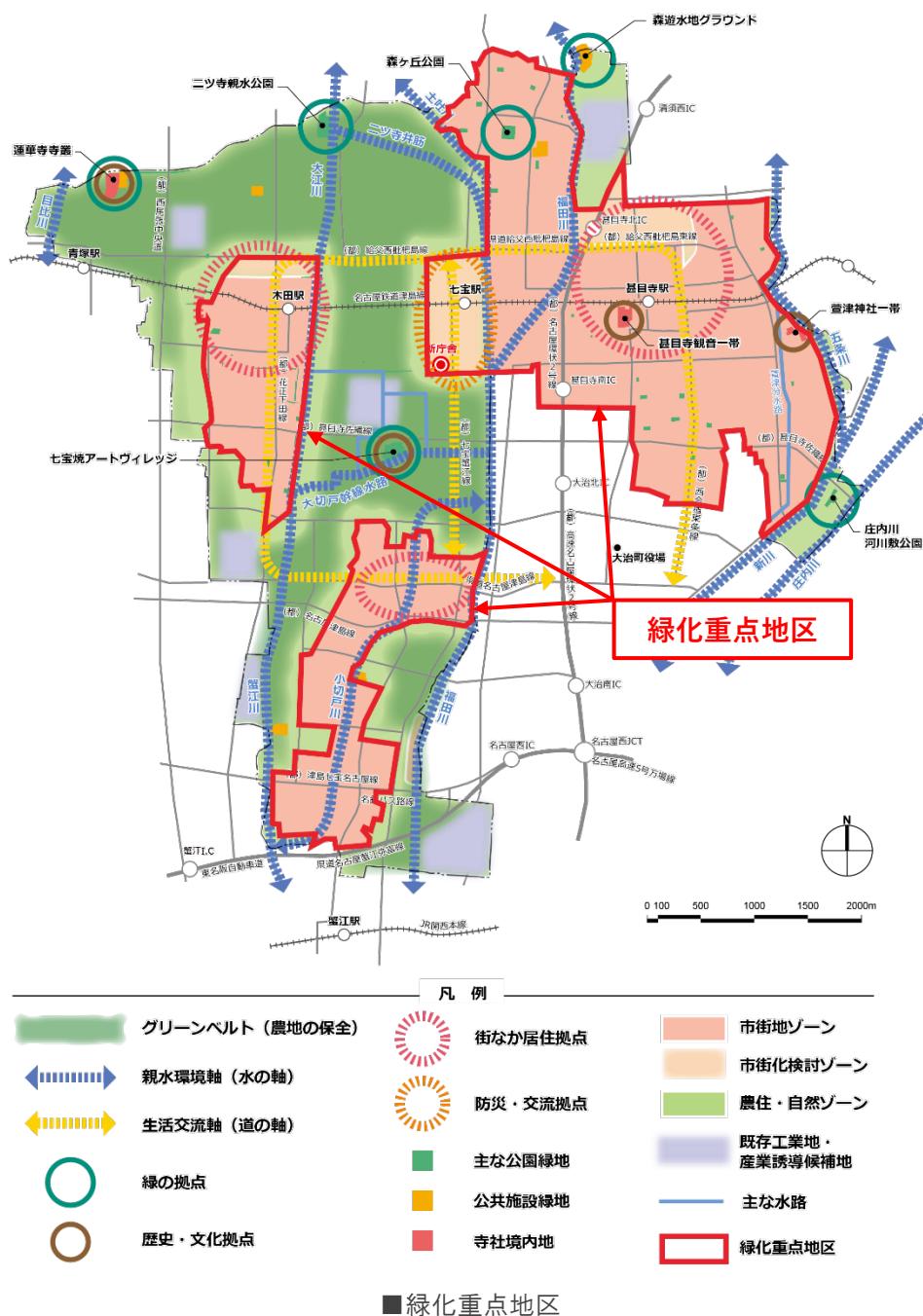
(2) 緑化重点地区の設定

本計画における緑の将来像の実現に向けて、長期的な視点に立ち、市民緑地制度等、法改正による新たな制度への対応にも考慮して、以下の4つの視点から、市街地ゾーン、市街地検討ゾーンを緑化重点地区として設定します。

緑化重点地区においては、市民緑地認定制度を活用したオープンスペースの確保、新市街地整備に合わせた公園整備、緑が少ない地域での公共施設緑化、民有地緑化等を重点的に推進します。

<設定要件>

- ① 鉄道駅や庁舎等、市のシンボルとなる地区
- ② 市街化区域や市街化検討ゾーン等、緑化の必要性が高い地区
- ③ 駅周辺等の商業・観光交流となる地区
- ④ 緑化の推進に関し住民意識が高い地区



卷末資料

資料-1 緑の基本計画策定の経緯

1 検討の経緯

各種会議	日 程	検討内容
令和2年度	第1回 作業部会	【都市計画マスターplan】 ○都市計画マスターplanとは ○あま市の都市の現況
	第1回 策定委員会	【緑の基本計画】 ○緑の基本計画とは ○緑の基本計画の策定にあたって
	『あま市都市計画マスターplan』及び『あま市緑の基本計画』策定 に係る市民アンケート調査 〔調査期間：9月17日(木)～9月30日(水)〕	
	第2回 作業部会	【都市計画マスターplan】 ○市民意識調査の結果報告 ○あま市が抱える課題 ○都市づくりの目標・方針
	第2回 策定委員会	【緑の基本計画】 ○市民意識調査の結果報告 ○緑に関する課題 ○緑の都市づくりの目標・方針
	第3回 作業部会	【都市計画マスターplan】 ○都市づくりの目標・方針 ○全体構想（原案）の確認
	第3回 策定委員会	【緑の基本計画】 ○緑の基本方針 ○緑の将来像
都市計画審議会 (第1回)	3月19日(金)	経過報告
令和3年度	第4回 作業部会	【都市計画マスターplan】 ○地域別構想
	第4回 策定委員会	【緑の基本計画】 ○緑の目標値 ○緑の保全及び緑化の推進のための施策
	第5回 作業部会	【都市計画マスターplan】
	第5回 策定委員会	【緑の基本計画】 ○計画書素案 (パブリックコメント用資料)
	パブリックコメント [12月8日(水)～1月7日(金)]	
	第6回 作業部会	【都市計画マスターplan】
	第6回 策定委員会	【緑の基本計画】 ○パブリックコメント意見への対応 ○計画書案 (都市計画審議会諮詢資料)
都市計画審議会 (第1回)	3月18日(金)	諮詢・答申

2 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会要綱

平成 24 年 4 月 25 日

告示第 74 号

改正 平成 27 年 12 月 10 日告示第 149 号

改正 令和 2 年 9 月 1 日告示第 145 号

(設置)

第 1 条 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画を策定するに当たり、市民等から広く意見を聴取するため、あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員は、次に掲げる事項について、意見を述べるものとする。

- (1) あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画（以下「マスタープラン」という。）の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内で組織する。

(構成)

第 4 条 委員は、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者又は関係団体の推薦を受けた者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、市長が依頼した日からマスタープランが策定される日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、建設産業部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成27年告示第149号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年告示第145号）

この告示は、公示の日から施行する。

3 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画策定委員会委員名簿

所 属	職 名	氏 名	
		令和2年度	令和3年度
大 同 大 学	大学院工学研究科教授 工学部教授	嶋 田 喜 昭	同 左
七 宝 町 土 地 改 良 区	理 事 長	室 田 卓 史	山 田 利 之
美 和 町 土 地 改 良 区	理 事 長	樋 口 真 一	伊 藤 忠 久
あま市農業委員会	会 長	三 輪 光 雄	同 左
あま市商工会	会 長	山 田 精 二	同 左
あま市観光協会	会 長	清 水 明 俊	同 左
住 民 代 表	あま市女性の会会長	村 上 千 代 子	同 左
住 民 代 表	あま市民生委員 児童委員協議会代表	井 村 な を 子	同 左
住 民 代 表	あま市まちづくり委員会 代表	小 林 優 太	同 左
住 民 代 表	あま市まちづくり委員会	北 野 ま り 子	同 左
住 民 代 表	あま市防災ネット会長	河 竹 正 幸	同 左
愛知県都市・交通局※	都 市 計 画 課 長	齊 藤 保 則	小 井 手 秀 人
愛知県都市・交通局※	公 園 緑 地 課 長	小 嶋 幸 則	稻 吉 豊 治
愛知県海部建設事務所	企 画 調 整 監	今 泉 明 久	同 左

※令和2年度は「愛知県都市整備局」（組織・機構の改正による名称変更）

4 あま市都市計画マスタープラン及び緑の基本計画作業部会構成員

- | | |
|---------|---------|
| ・副市長 | ・市民生活部長 |
| ・総務部長 | ・建設産業部長 |
| ・企画財政部長 | ・上下水道部長 |

資料-2 用語集

■ あ行

用語	解説	掲載頁
愛知県広域緑地計画 (あいちけんこういきりょくちけいかく)	愛知県の都市計画区域全域の緑化を推進するにあたり、一の市町村の区域を越えた広域的観点から、県内の緑に対する考え方、骨格や拠点となる緑地に関する目標、緑の施策等を定めた計画。平成11(1999)年に策定後、平成23(2011)年、平成30(2018)年に改訂。	1-1 他
あいち森と緑づくり事業 (あいちもりとみどりづくり事業)	森と緑の持つ様々な公益的機能の発揮のため、愛知県が平成21年度から「あいち緑づくり税」を導入し、その税収等により、森林、里山林、都市の緑の整備保全を図る事業。	4-8
愛・道路パートナーシップ事業 (あい・どうろぱーとなーしづぶじぎょう)	地域に愛される快適な道路環境づくりを進めるために、住民・企業等による道路の清掃活動を県・地元市町村が支援する愛知県版のアダプトプログラム。	4-8
アダプトプログラム (あだぷとぶろぐらむ)	住民、企業等が道路・公園等の公共施設の里親(アダプト)となり、その清掃・手入れを定期的に行う仕組み。	4-8
あま市宅地開発等に関する指導要綱 (あましたくちかいはつとうにかんするしどうようこう)	良好な住環境を確保し、快適な都市環境の実現を図るために、中高層集合住宅等の建設行為に対して定めたあま市独自の基準。	4-8
インクルーシブパーク (いんくるーしぶぱーく)	障害の有無や、性別、年齢、言語の違いに関わりなく、各々の利用者がいっしょに楽しめる公園。	4-7
雨水貯留・浸透施設 (うすいちよりゅう・しんとうきのう)	河川への雨水の流出を抑制するため、敷地に降った雨を一時的に貯留し、または地下へと浸透させる施設。浸透側溝や保水性舗装等。	4-3
液状化 (えきじょうか)	地震によって、地下水位の高い砂地盤が一時的に液体状になってしまう現象。	2-5 他
S D G s (えすでいーじーず)	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、持続可能でよりよい世界を目指すための国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成。	1-1 他
N P O (えぬぴーおー)	Non Profit Organization(非営利組織)の略で、医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、男女共同参画等の分野における非営利活動を行う民間組織のこと。	4-9

オープンスペース (おーぷんすペーす)	公園や緑地等、都市の環境や景観に潤いを与えるほか、防災性の向上等の多様な役割を負う永続的な空地。	1-4 他
温室効果ガス (おんしつこうかがす)	大気中に含まれる二酸化炭素やメタン等、赤外線を吸収し再び放出する性質を有する気体の総称。太陽で暖められた地球の表面から地球の外に向かう赤外線の一部を熱として蓄積し、地球を暖める効果がある。	3-3

■ か行

用語	解説	掲載頁
河川区域 (かせんくいき)	川の水が常時流れている区域及び河川管理施設（堤防、水門、護岸）の敷地である土地の区域等で、河川法が適用される区域。工作物の新築等を行う場合には河川管理者の許可が必要。	2-6 他
環境学習 (かんきょうがくしゅう)	家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護・整備等についての理解を深めるために行われる、環境の保全に関する教育及び学習。	3-8 他
幹線道路 (かんせんどうろ)	一般的に、交通の流動が多く重要度が高い道路。	4-1 他
官民連携 (かんみんれんけい)	公的機関と民間事業者が協力して公共サービスを提供すること。	4-11
既存ストック (きぞんすとっく)	これまでに整備された都市基盤施設、建築物等の蓄積。	3-8
協働 (きょうどう)	市民、事業者、行政等が対等のパートナーとして、地域の公共的課題の解決に向けて共に考え、協力して行動すること。	2-23 他
拠点 (きよてん)	活動の足場となる重要な地点。	2-21 他
グリーンインフラ (ぐりーんいんふら)	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの。	1-1 他
景観 (けいかん)	風景、景色のこと。	1-4 他
減災 (げんさい)	地震・津波・風水害等の自然災害による被害をできるだけ少なくしようとする考え方、またはその取り組み。	2-22 他
広域避難場所 (こういきひなんばしょ)	主に地震の後に発生する市街地火災から避難するための場所で、指定緊急避難場所から必要に応じて選定される。あま市では、令和3（2021）年度末現在において未指定。	3-7 他

公園愛護会 (こうえんあいごかい)	公園の清掃・除草等の日常的な管理を行うため、公園の近隣住民や自治会等によって組織された団体。	2-24
公園設置管理許可制度 (こうえんせっちかんりきょかせいど)	都市公園法に基づき、公園管理者が、公園管理者以外の者に公園施設の設置管理を許可できる制度。	4-9
公共下水道 (こうきょうげすいどう)	下水道法に規定されるもので、市街地における下水（雨水、汚水）を排除し、処理する施設。市町村が設置・管理する単独公共下水道と、県が設置・管理する流域下水道があり、あま市では、日光川下流流域下水道の整備計画がある。	4-3
公共公益施設 (こうきょうこうえきしせつ)	教育施設、医療施設、社会福祉施設、官公庁（市役所等）等、地域住民の共同の福祉又は利便のための必要な施設。	2-6 他
公共施設等総合管理計画 (こうきょうしせつとうそうごうかんりけいかく)	地方公共団体が、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための計画。	1-2
公共施設緑地 (こうきょうしせつりょくち)	都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている、公園・緑地に準じる機能を持つ施設。	2-6 他
公共用水域 (こうきょうようすいいき)	河川、湖沼、港湾、かんがい用水路等、公共の用に供される水域や水路（下水道は除く）。	4-3
公募設置管理制度 (Park-PFI) (こうぼせっちかんりせいど(ぱーくぴーえふあい))	飲食店、売店等を設置することにより得られる収益を活用して、園路、広場等の整備・改修等を一体的に行う者を公募により選定する制度。	3-8 他
コミュニティ (こみゅにてい)	共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域や、人々の集団。	2-18 他

■ さ行

用語	解説	掲載頁
C S R活動 (しーえすあーるかつどう)	Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略で、企業が利益を追い求めるだけでなく、すべての利害関係者と良好な関係を保ち、より良い社会を築くために行う、社会貢献活動。	4-9
市街化区域・市街化調整区域 (しがいかくいき・しがいかちょうせいき)	「市街化区域」は、既に市街地を形成している区域及び概ね 10 年以内に優先的・計画的に市街化を図るべき区域であるのに対し、「市街化調整区域」は市街化の抑制を図るべき区域で、都市計画法に基づき指定する。愛知県の場合、都市計画区域のすべてが、市街化区域または市街化調整区域に分類される。	2-4 他
施設緑地 (しせつりょくち)	都市公園法に基づいた「都市公園」と「公共施設緑地」、「民間施設緑地」を合わせた総称。	2-6 他

自然環境保全地域 (しぜんかんきょうほぜんちいき)	自然環境保全法に基づき、自然環境を保全することが特に必要な地域として指定される地域。	2-6 他
自然環境保全法 (しぜんかんきょうほぜんほう)	自然環境の適正な保全を総合的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、必要な開発規制等を規定した法律。	2-6 他
寺叢 (じそう)	樹木が茂り、植生が豊かな寺院の境内地。	2-11 他
指定管理者制度 (していかんりしゃせいど)	公の施設の管理・運営を地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者を含む）に行わせる制度。多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、管理・運営にかかる民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や経費の削減等を図ることを目的としている。	2-24 他
市民緑地認定制度 (しみんりょくちにんていせいど)	市長が認定した設置管理計画に基づき、N P O 法人や企業等の民間主体が、民有地を地域住民の利用に供する「市民緑地」として整備し、一定期間管理・活用する制度。	3-8 他
新型コロナウイルス感染症 (しんがたころなういるすかんせんしょう)	新たに発見された新型のコロナウイルス (SARS-CoV-2) による感染症のこと。医学用語で COVID-19 と呼ばれる。令和 3 (2021) 年現在、世界規模で感染が流行しており、感染拡大予防策が重要となっている。	2-22 他
親水空間 (しんすいくわん)	河川・湖沼・海浜などの水辺で、水と親しめるように整備された場所。	2-24 他
生産緑地地区 (せいさんりょくちちく)	農林漁業と調和した都市環境の保全、公害や災害の防止等に寄与する市街化区域内の農地等について、計画的な保全を図るため指定した農地。	2-6 他
生産緑地法 (せいさんりょくちほう)	生産緑地地区に関する必要な事項を定めた法律。	1-1 他
生態系 (せいたいけい)	食物連鎖等の生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会のまとまりを示す概念。	2-24 他
生物多様性 (せいぶつたようせい)	様々な生物が存在している様子。	1-4 他
ソフト (そふと)	ソフトウェアの略。本プランでは、物理的な装置や構造物によらない、情報、理論、ノウハウ等の無形の部分を指す。	2-19 他
ゾーン (ぞーん)	地帯、区域、範囲のこと。	3-4 他

■ た行

用語	解説	掲載頁
耐震性貯水槽 (たいしんせいちょすいそう)	水道管の途中に設置している災害時の飲み水を貯めるための貯水槽のこと。通常時は水道水が循環しているが、地震時には緊急遮断弁が自動的に作動し、貯水槽内に飲料水が貯留される。	4-4
多自然川づくり (たしそんなかわづくり)	洪水等に十分耐えられることを前提としながら、本来の自然の川の状態に近い形で改修工事を行うもの。	4-1 他
地域制縁地 (ちいきせいりょくち)	「法によるもの」や「条例等によるもの」のほか、「協定で定めるもの」の3種に分けられ、その内「法によるもの」には、緑地保全地域や生産緑地地区等の制度が含まれ、一定の土地の区域を指定し、その土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的としている。	2-6 他
地域防災計画 (ちいきぼうさいけいかく)	災害対策基本法に基づき、都道府県や市町村が地域の実情に即して作成する、災害対策全般についての基本的な計画。	1-2
地球温暖化 (ちきゅうおんだんか)	人間の活動により二酸化炭素(CO ₂)をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。	3-8 他
治水 (ちすい)	河川の氾濫を防ぎ、運輸・かんがいの便をはかること。	2-24 他
津波浸水想定 (つなみしんすいそうてい)	最大クラスの津波があった場合に想定される浸水の区域・水深のこと。国がとりまとめた「津波浸水想定の設定の手引き」に基づき、県が設定する。	2-23
都市基盤 (としきばん)	道路、公園、水路等の日常生活・都市活動の基盤となる施設。	2-24 他
都市計画区域 (としけいかくいき)	市町村の行政区域にとらわれず、実際の都市の広がりを考慮した中で、一体的に整備、開発し、保全する必要があるとして、都道府県が指定する区域。都市計画区域内では、開発・建築行為に対して基本的な制限の適用を受け、用途地域をはじめとした都市計画制度の活用も可能となる。あま市は、名古屋市を中心とした名古屋都市計画区域(11市5町1村)に属する。	1-2 他
都市計画道路 (としけいかくどうろ)	都市計画法による一定の手続きを経て計画決定される道路。都市計画決定された路線の区域内では、円滑な施設整備のために一定の建築制限が適用される。愛知県内の都市計画道路は、その機能に応じて、自動車専用道路、主要幹線道路、都市幹線道路、地区幹線道路、補助幹線道路に区分されている。	4-8

都市公園 (としこうえん)	都市部にある公園。特に都市公園法によって設置される公園をいう。種類として、規模や誘致圏に応じて、街区公園、近隣公園、都市緑地等がある。(都市公園の種類(5-12頁)参照)	1-1 他
都市公園法 (としこうえんほう)	公共オープンスペースとしての都市公園を確保し、その健全な発達・公共の福祉の増進を図るため、都市公園の設置・管理基準等に係る規定を定めた法律。	1-1 他
都市構造 (としこうぞう)	都市の骨格のこと。都市の中心地はどこか、都市活動の軸となるのはどの路線か、といった都市の重要な構成要素、特徴を総じて指す。	2-24 他
都市緑地法 (としりょくちほう)	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等を定めた法律。	1-1 他
ドッグラン (どっぐらん)	犬の飼い主が管理の上、隔離されたスペースの中で引き綱をはずし自由に運動させることができる広場や施設。	4-9

■ な行

用語	解説	掲載頁
ニーズ (にーず)	要求、需要のこと。	1-1 他
ネットワーク (ねっとわーく)	個々のつながり、網状に広がる様子。	2-24 他
農業振興地域 (のうぎょうしんこうちいき)	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域として、都道府県知事が指定するもの。農業振興地域内では、その趣旨に沿った利用がなされていないものについて、勧告の対象となる。	2-6 他
農用地区域 (のうようちくいき)	農振法に基づき、農業振興地域のうち、概ね10年先を見越して積極的に農地保全を図るべき地域として指定するもの。農用地区域では、農地転用や開発行為が厳しく制限される。	2-6 他

■ は行

用語	解説	掲載頁
ハード (はーど)	ハードウェアの略。本プランでは、物理的な装置や構造物等、有形のものを指す。	2-19 他

防災拠点 (ぼうさいきょてん)	大規模災害発生時に、救援・救護等の防災活動の拠点となる施設や場所。	3-3 他
防災備蓄倉庫 (ぼうさいびちくそうこ)	地域防災の備えとして、食糧や生活用品・復旧用資機材等が保管・備蓄されている倉庫。	4-4

■ま行

用語	解説	掲載頁
水と緑のネットワーク (みずとみどりのねっとわーく)	水辺や緑の持つ機能をより効果的に發揮するため、公園や樹林地等を街路樹や河川等でつなぎ、「水」と「緑」豊かな都市環境を形成すること。	3-3 他
密集市街地 (みつしゅうしがいち)	老朽住宅が密集し、公共施設が著しく不足している市街地のこと。	4-6
みどり法人 (みどりほうじん)	都市緑地法に基づき、緑豊かなまちづくりを担う団体として、市が指定するもの。みどり法人として実施できる活動には、市民緑地の設置及び管理、特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理、都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全等がある。	4-9
民間施設緑地 (みんかんしせつりょくち)	寺社境内地等、民有地でも一般市民の利用が可能であり、公園緑地に準じる機能を持つ施設。	2-6 他

■や行

用語	解説	掲載頁
遊水・保水機能 (ゆうすい・ほすいきのう)	遊水機能とは、河川沿いの田畠等において、雨水や河川の水を一時的に貯留する機能のこと。保水機能とは、雨水が地中に浸透する機能のこと。	4-3
ユニバーサルデザイン (ゆにばーさるでざいん)	言語・年齢の差異や障害の有無等にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能で使いやすいように設計・デザインすること。	4-7

■ら行

用語	解説	掲載頁
緑地協定 (りょくちきょうてい)	都市緑地法に基づき、土地所有者等の合意によって締結する緑地の保全や緑化に関する協定。	2-6 他
緑地保全地域 (りょくちほぜんちいき)	都市における良好な自然的環境となる緑地について、建築行為等一定の行為の制限により、土地利用との調和を図りながら保全する地域。	2-6 他
緑化支援制度 (りょつかしえんせいど)	市民が行う緑化工事や市民団体等が行う緑化活動に対し、経費の一部を補助金等として支援する制度。	4-10

■ 都市公園の種類

種類	種別	内 容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で 1 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり 1 箇所を誘致距離 500m の範囲内で 1 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内で居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で 1 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1 箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10~20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

資料-3 新たな施策・制度

1 グリーンインフラの推進

令和元（2019）年7月に、国土交通省から、グリーンインフラの取組みを推進する方策等についてとりまとめた「グリーンインフラ推進戦略」が公表されました。

昨今の自然災害の頻発化・激甚化、人口減少や少子高齢化等の社会経済情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、グリーンインフラの取組みを加速していくことが示されています。

グリーンインフラを推進するための方策として、緑の基本計画の策定に関わる下記の記載があります。

（1）グリーンインフラ主流化のための環境整備

③ 各種法定計画への位置づけ

iii) 緑の基本計画

緑の基本計画において、グリーンインフラの取組を盛り込むよう市町村を促すため、通知の発出、事例紹介等を行う。

（2）グリーンインフラ推進のための支援の充実

③ 緑の総合的な支援制度

緑の基本計画に基づいて行われる公園緑地、緑化施設、市民農園の整備など、地方公共団体等における総合的なグリーンインフラの取組を支援する制度を検討する。

出典：「グリーンインフラ推進戦略」（令和元年7月）国土交通省

また、グリーンインフラの活用が想定される場面について、以下の8つの場面が示されており、これらを参考としつつ、地域の実情、課題に対応した様々なグリーンインフラの取組が進められることが期待されています。

《グリーンインフラの活用を推進すべき場面》

- （1）気候変動への対応
- （2）投資や人材を呼び込む都市空間の形成
- （3）自然環境と調和したオフィス空間等の形成
- （4）持続可能な国土利用・管理
- （5）人口減少等に伴う低未利用地の利活用と地方創生
- （6）都市空間の快適な利活用
- （7）生態系ネットワークの形成
- （8）豊かな生活空間の形成

出典：「グリーンインフラ推進戦略」（令和元年7月）国土交通省

☆ グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設 ☆

令和2（2020）年7月に、国土交通省から、「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設について」公表されました。

本制度は地方公共団体だけでなく、民間主体の取組も一体的に支援するもので、主に地方公共団体向けの補助制度（社会資本整備総合交付金制度）と民間主体向けの補助制度（都市再生推進事業制度）の2種類があります（制度名はともに「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業」です）。

【施策の概要】

◆事業目的

- ① 公園緑地が有する多様な機能を引き出し、戦略的に**複数の地域課題の解決を目指す**
- ② **官民連携**による都市公園の整備や民間建築物又は公共公益施設の緑化を総合的に支援

◆事業スキーム

緑の基本計画等に基づいた目標達成に必要なグリーンインフラの導入計画を策定

■目標と具体的に必要なグリーンインフラのイメージ

目標（例）	目標の具体的な内容	目標達成に必要なグリーンインフラ
目標① 雨水流出の抑制	下水道施設への負荷軽減量	都市公園の整備 レインガーデンの整備
目標② 都市の生産性向上	事業実施区域内の店舗出店数・歩行者数	建築物の緑化 芝生広場の整備
目標③ 暑熱対策による都市環境改善	夏季における事業実施区域内の気温低減	公共公益施設の緑化 建築物のミスト付き緑化

グリーンインフラの導入計画に基づく官民連携の取り組みをハード・ソフト両面から支援

■支援対象

- ♣ 緑や水が持つ多面的機能の発揮を目的とした目標を3つ以上設定し、そのうち2つ以上は定量的な目標であること
- ♣ ①～⑤のうち2つ以上の事業、又は複数の事業主体で取り組むグリーンインフラ導入を支援
 - ♧ **グリーンインフラ活用型都市構築支援事業**： 民間事業者等へ補助（直接補助：1/2）
 - ♧ **都市公園・緑地等事業** : 地方公共団体へ補助（直接補助：1/2、間接補助：1/3）

ハード

- ① 公園緑地の整備
- ② 公共公益施設の緑化
- ③ 民間建築物の緑化（公開性があるものに限る）
- ④ 市民農園の整備
- ⑤ 緑化施設の整備（①～④の整備を併せて整備することで目標達成に資するものに限る）

ソフト

- ⑥ グリーンインフラに関する計画策定
- ⑦ 整備効果の検証

出典：「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設について」国土交通省

◆事業実施イメージ

複数の地域課題（例）

課題①豪雨時に浸水する恐れがあり、総合的な治水対策が必要【浸水被害軽減】

課題②賑わいある空間づくりが必要【生産性向上】

課題③夏でも滞在できる地域の空間づくりが必要【暑熱対策】

グリーンインフラを戦略的に都市づくりに取り入れ、自然環境が有する機能を社会資本整備や土地利用等にうまく生かすことで、より効果的・効率的に持続可能で魅力ある都市づくりを進めることができる

【拠点的な市街地における事業イメージ】

✓働きやすく、多様な人材を呼び込む空間を創出

対象エリアのイメージ



雨水を貯留しやすい 土壌を使用したレインガーテンの整備



雨水貯留浸透施設を備えた公園緑地の整備



局地的な大雨に強いまちづくりの一環として
都市公園に雨水貯留浸透施設を整備



自然環境が持つ多様な機能を発揮
+雨水の一時的な流出抑制
+蒸発散による路面温度上昇抑制
+緑陰の形成による夏でも涼しく、
賑わいある都市空間の形成

雨水を保水・浸透させると共に、植栽の成長を助け、
晴天時は蒸発散効果で、ヒートアイランド対策にも寄与

出典：「グリーンインフラ活用型都市構築支援事業の創設について」国土交通省

2 公募設置管理制度（Park-PFI）について

1) 公募設置管理制度（Park-PFI）の創設

概要	<ul style="list-style-type: none">○都市公園のストックの増加（一人当たり都市公園面積：10 m²／人を超えてる）や公園施設の老朽化、魅力の低下などが課題としてある中、財政制約等から地方公共団体の整備費、維持管理費は限られているため、公園整備、老朽化した施設の更新への投資もある程度限界があります。○そのため、都市公園の魅力向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公共の資金だけではなく、民間の資金・技術力の活用をより一層推進することが必要となります。○そこで、民間活力による新たな都市公園の整備手法として、「公募設置管理制度（Park-PFI）」を創設することで、公園の再生・活性化を推進します。
----	---

【公募設置管理制度の特徴】

公募設置管理制度とは・・・

- 都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を、公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる**収益を公園整備に還元することを条件**に、事業者には都市公園法の**特例措置**がインセンティブとして適用される

条件 園路、広場等の公園施設（特定公園施設）の整備を一体的に行うこと

- ・公募対象公園施設を設置、管理する者は、園路、広場等**公園管理者が指定する公園施設をあわせて整備すること**が必要
- ・特定公園施設の整備費は、公募時の条件で、全額事業者負担とすることも、公園管理者が一部負担とすることも可能

特例1 設置管理許可期間の特例（10年→20年）

- ・公募設置等計画の認定の有効期間は20年
 - ・その間に許可申請があった場合は設置管理の許可を与えなければならない
- (設置管理許可の期間の上限は10年のままだが、認定期間（上限20年間）内は更新を保証)

<制度を活用した公園整備イメージ>



特例2 建蔽率の特例（2%→12%）

- ・通常、飲食店、売店等の便益施設の建蔽率は2%
- ・公募対象公園施設については、休養施設、運動施設等と同様に**10%の建蔽率上乗せ**

特例3 占用物件の特例

- ・認定公募設置等計画に基づく場合に限り、**自転車駐車場、看板、広告塔を「利便増進施設」（占用物件）として設置可能**

◆公園管理者のメリット

- ✓ 民間資金を活用することで、公園整備、管理にかかる**財政負担が軽減**される
- ✓ 民間の創意工夫を取り入れた整備、管理により、公園の**サービスレベルが向上**する

◆民間事業者のメリット

- ✓ 規模の大きな施設が設置可能となるとともに、設置できる期間も長期になることから、**長期的視野での投資、経営が可能**となる
- ✓ 緑豊かな空間を活用して自らが設置する収益施設に合った広場等を一括してデザイン、整備できることで、**収益の向上にもつながる質の高い空間を創出**できる

◆公園利用者のメリット

- ✓ 飲食施設の充実など利用者向け**サービスが充実**する
- ✓ 老朽化し、質が低下した施設の更新が進むことで、**公園の利便性、快適性、安全性が高まる**

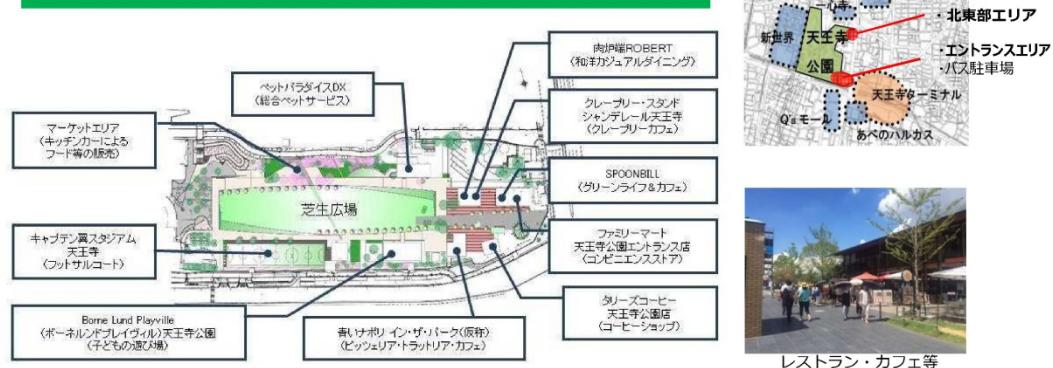
出典：「都市公園法改正のポイント」国土交通省

2) 公募設置管理制度（Park-PFI）の事例

【民設民営による都市公園の再整備事例（天王寺公園（大阪市））】

- 大阪市の天王寺公園では、エントランスエリアの再整備、魅力向上を効率的・効果的に行うため、**エリアの再整備、管理運営を事業者の負担により行う者**を公募。
- 選定された事業者（近鉄不動産）が、カフェ、レストラン、子どもの遊び場、フットサルコート、ドッグラン、コンビニエンスストア、駐車場等の収益施設を設置するとともに、芝生広場（約7,000m²）、園路等も事業者負担により整備し、平成27年から20年間の契約（協定締結）で公園の管理運営を実施している。

天王寺公園エントランス（てんしば） 平面図



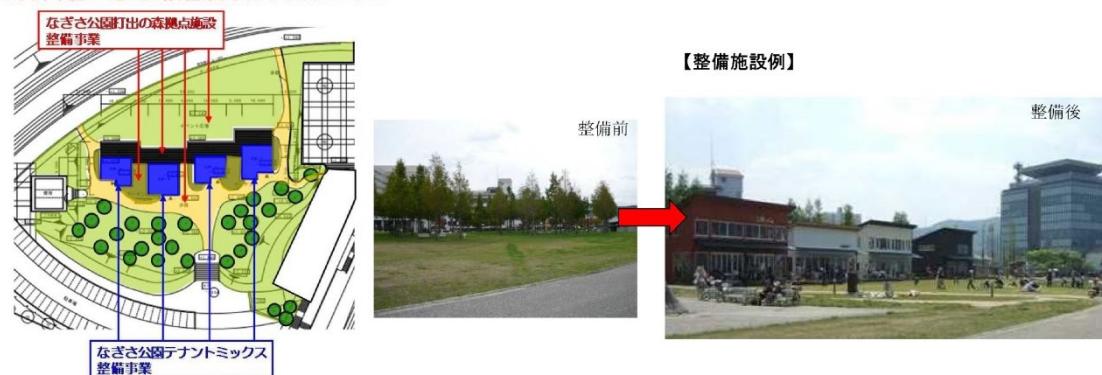
【P-PFIに当てはめた場合】

- 公募対象公園施設：公園・地域の活性化に資する運動施設、便益施設、教養施設（建築面積4,000m²以下）
- 特定公園施設：園路、広場（公共負担0を条件）
- 管理：園路、広場は管理委託により事業者が管理

【地方における民活事例（大津湖岸なぎさ公園（大津市））】

- 大津市の大津湖岸なぎさ公園では、びわ湖湖岸をより魅力ある場所として活かすため、公園整備とあわせて商業施設を整備し、市民や観光客の新たな集客交流の拠点の整備を実施。
- 公園の整備は市が実施し、園内のオープンカフェの整備・運営は（株）まちづくり大津が主体となって事業を推進（テナントは一部公募）。

■大津市施工：芝生広場、園路、ウッドデッキ、ガーデン



【P-PFIに当てはめた場合】

- 公募対象公園施設：オープンカフェ
- 特定公園施設：園路、広場、ウッドデッキ

出典：「都市公園法改正のポイント」国土交通省

3 公園の活性化に関する協議会の設置について

概 要	<ul style="list-style-type: none">○公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができます。○各構成員には、協議が整った事項について尊重義務があります。
<p>協議会の設置</p> <ul style="list-style-type: none">○公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会を組織することができる。○各構成員には、協議が整った事項について尊重義務がある。 <p>【協議会イメージ】</p> <p>協議会における協議事項(例)</p> <ul style="list-style-type: none">○地域の賑わい創出のためのイベント実施に向けた情報共有、調整○キャッチボールやバーベキューの可否、可とする場合のルール等、都市公園ごとのローカルルール作り○都市公園のマネジメント方針、計画 等	

出典：「都市公園法改正のポイント」国土交通省

4 「みどり法人」制度の活用について

1) 緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度の拡充(都市緑地法第69条)

概要	<ul style="list-style-type: none"> ○財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて、緑地の保全・整備を行うことは限界があります。 ○一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組みが広がりつつあり、このような<u>民間主体</u>を公的に位置付け、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図ります。
----	---

みどり法人制度の拡充

○改正概要

	現行	改正
名称	緑地管理機構	緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)
指定権者	都道府県知事	市区町村長
指定対象	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人 ・その他の非営利法人(例:認可地縁団体) ・都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社(例:まちづくり会社) 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人 ・その他の非営利法人(例:認可地縁団体) ・都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社(例:まちづくり会社)

○みどり法人として実施できる活動

- (指定を受けた市区町村の区域内において活動)
- ・市民緑地の設置及び管理
 - ・特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
 - ・都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 等

○指定状況

(平成29年3月現在)

都道府県	市区町村	名称
東京都	世田谷区	公益財団法人 東京都公園協会
神奈川県		一般財団法人 世田谷トラストまちづくり
愛知県	名古屋市	公益財団法人 神奈川県公園協会
大阪府	泉佐野市	公益財団法人 名古屋市みどりの協会
	計	一般財団法人 泉佐野市公園緑化協会
		5法人

※ 都道府県知事から指定を受けている緑地管理機関は、施行日においてその業務を行う住所地の市区町村長から指定を受けたみどり法人とみなすこととなる

<みどり法人による緑地の設置・管理イメージ>



5

2) 市民緑地認定制度の創設(都市緑地法第60条)

概要

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域があります。
- 財政面の制約等から、地方公共団体が用地を取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加しています。
- そこで、市民緑地認定制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組みを推進します。

市民緑地認定制度の創設

概要

民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。

対象要件

○対象区域 緑化地域又は緑化重点地区内 民間主体(NPO法人、住民団体、企業等)

認定基準

○周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足

○面積 300m²以上 ○緑化率 20%以上 ○設置管理期間 5年以上 等

支援措置

税制 みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地(無償貸付又は自己保有に限る)に係る固定資産税・都市計画税の軽減 [3年間 原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)]

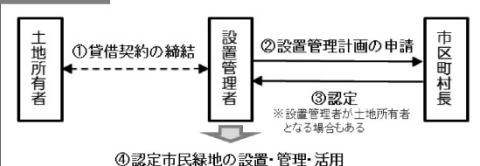
※平成31年3月31日までの时限措置

予算

みどり法人が設置管理する認定市民緑地における植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助 (1/3負担)

【社交金:市民緑地等整備事業の拡充】

制度のフロー



整備前



整備後

認定市民緑地のイメージ

10

出典:「都市緑地法改正のポイント」国土交通省

5 市民緑地認定制度について

(1) 市民緑地認定制度の概要

- 市民緑地認定制度は、緑地やオープンスペースが不足している地域において、企業が所有する土地、個人所有地、空き地等民有地を有効活用し、民間の力により地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）を創出する制度である。
- 民間主体が作成した設置管理計画を市町村が認定することで、企業や地域コミュニティ等の力を活用して良好な緑地空間を創出する取組を促進する。

(2) 市民緑地認定制度の意義

大都市及びその近郊においては、依然として都市公園の整備は十分とは言えず、また、地方公共団体の財政制約は深刻化している。民間主体による空き地や企業所有地等を有効活用し、地域住民の利用に供する緑地又は緑化施設として提供する取組を促進することにより、緑地やオープンスペースが不足している地域における地方公共団体の財政支出を伴わない緑の創出と保全を推進する。

(3) 市民緑地認定制度の活用イメージ

市民緑地認定制度は、民間の力により地域住民の活動の場となる公的な機能を有する緑地空間（オープンスペース）を創出するものであり、地域で活動する団体が様々な地域の活動の場として緑地を整備するケースや、民間企業の取組として、自社が整備した良好な緑地を市民に親しまれる緑地空間として公開・PRするケースなどが想定される。

対象となる土地のイメージとしては、地域団体のケースでは住宅地に存在する空き地や既存の緑地空間などが、民間企業のケースでは、都心部の開発により生まれた空間や企業の事業所等の一部緑地を市民に提供するなどが想定される。

いずれも、従来あまり利用されていない土地を質の高い管理により緑地として公開し、市民の利用に供するものである。

＜活用のイメージ＞



- ① 郊外部における空き地を活用し緑地を創出、地域住民のイベントの場として活用する
 （例）空き地の活用や住宅街の使われていない土地について、自治会等が芝生や植栽を整備し、路地裏マルシェなど地域住民の活動の場として活用



事例写真) 路地裏マルシェ
 (千葉県柏市)



かしわ路地裏市民緑地
 (千葉県柏市)



ふうせん広場
 (千葉県柏市)

- ② 既存の緑化空間の植栽を充実し、憩いの場として公開する
 （例）まちなかの貴重な既存緑地について、地域住民が利用しやすいように施設整備や植栽の充実等の管理を行い、地域の憩いの場として開放。



事例写真) 紫陽花オープンガーデン
 (千葉県柏市)



成城三丁目こもれびの庭市民緑地
 (東京都世田谷区)



安行オープンガーデン
 (埼玉県川口市)

- ③ 都心部における再開発事業等に伴い広場を創出、緑に親しむ空間を提供する
 （例）駅前に位置する商業施設の敷地の一部について、緑地空間を整備し、商業施設を訪れる市民に親しまれる緑地として提供。



事例写真) コクーンシティ
 (埼玉県さいたま市)



さいたま新都心けやきひろば
 (埼玉県さいたま市)



一号館広場
 (東京都千代田区)

- ④ 事務所等の敷地を緑地空間として整備公開し、地域社会へ貢献する
 （例）都心部の緑の少ない地区で企業敷地の一部を、貴重な緑地空間として自ら管理し、広く市民に開放。



事例写真) ノリタケの森
 (愛知県名古屋市)



ノリタケの森
 (愛知県名古屋市)



大手町の森
 (東京都千代田区)

出典：市民緑地認定制度活用の手引き（令和2年6月）国土交通省



令和4年3月